平成22年9月甲良町議会定例会会議録

平成22年9月8日(水曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員(10名)

1番	濱	野	圭	市	2番	丸	Щ	恵	<u> </u>
3番	木	村		修	4番	金	澤		博
5番	Щ	﨑	昭	次	7番	建	部	孝	夫
8番	藤	堂	_	彦	9番	西	澤	伸	明
0番	藤	堂	与 =	三郎	11番	Щ	田	壽	

◎会議に欠席した議員

1

6番 宮 嵜 光 一

◎会議に出席した説明員

町	長	北	Ш	豊	昭	総	務	課	長	Щ	本	貢	造
会計管理	里者	Щ	本		昇	住.	民	課	長	Щ	﨑	義	幸
教育次	:長	金	田	長	和	産	業	課	長	茶	木	朝	雄
企画監理	課長	米	田	義	正	人;	権	課	長	中	Щ		進
建設課	長長	若	林	嘉	昭	保健	福祉	上課参	拿事	中	JII	愛	博
子育て支援セン	ター長	奥	村	晃	子								

◎議場に出席した事務局職員

事務局長大橋久和 書 記 宝来正恵

(午前 9時03分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年9月甲良町議会定例会第2 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 建部議員および8番 藤堂一彦議員を指 名いたします。

日程第2 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間 について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56 条第1項の規定により、1人35分以内とします。

まず最初に、9番 西澤議員の一般質問を許します。

9番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を始めます。

官製談合の疑惑が持たれて1年が経過をいたしました。官製談合がなぜこれだけ大きな問題になっているかといえば、私が指摘するまでもなく、町行政の中でも首長の3大権限、予算編成権、予算執行権、そして人事権と言われる中の予算執行権の中でも金額でも大きく重要な役割を持つ入札執行事務にかかわる事案であることであります。そのことが問題の中心に存在をし、当時の町長、幹部職員、町議会議員がかかわっているとの強い疑いを持たれていることが関心の大きさの背景にあり、町民は入札事務で果たしてきた当事者それぞれの役割と権限、それがどのようにゆがめられたのか、その原因は何であったのかなどを解明してほしいと望んでいるのではないでしょうか。いわば税金の使い方に強い関心を持っている住民の願いに応えることが行政幹部の責務であり、私たち町議会議員の責任だと考えます。

昨今、政治情勢は、国民、町民、県民でありますけども、こういう方々の 意思は、税金の使い方について非常に大きな関心を持っています。そういう 点でもこの疑惑の解明をし、発生防止のための諸施策を提起する必要があり ます。

そこで、1つ目は、官製談合疑惑に向けての町行政の指導力が強く期待されているわけですが、解明に向けて臨む決意を、まずお聞かせ願いたいと思います。

〇山田議長 企画監理課長。

- ○米田企画監理課長 7月以降ですけれど、今現在、今日までの事務的な流れの中で、入札事務の点検、また事務の取り扱い等、身近な部分から点検、確認、また整理を行っており、今、ここ最近でございますけれど、町内部の職員に対しても、課長会でも事務の流れ等、またその点検事務を含めて指導、またそれに対する学習を深めるよう指導を行い、町行政が行う入札事務に対して新たな入札の制度を検討していきたいというふうに思っているところでございます。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 この点については疑惑解明や、それから不当要求の排除を明確に 掲げる町長の姿勢も非常に大きく問われていますし、期待もされているとこ ろであります。この点での町長の決意をまずお聞かせ願います。
- 〇山田議長 北川町長。
- ○北川町長 昨年の一連の問題については、いろいろと世論の部分でも非常に大きく報道はされております。そういう中で、私も就任をさせていただいて、甲良町が毅然とした態度で臨むということが大変必要であるというようなことから、まず、入札制度そのものをある程度仕組みを変えていかなければならないというような思いがありまして、私もあまり専門的なことはわかりませんでしたが、少しずつ勉強をしながら、この4月からは、いわゆる予定価格の公表はしないということをまず一番最初に打ち出しをさせていただきました。

そして、それは業者の皆さんが入札に入っていただく場合、しっかりと自分のところの技術力で積算をしていただいて入札の投函をしてもらうというようなことが大事であろうと。そのことによって競争の原理も働くし、それと同時に、談合とかそういう部分では防げるのではないかというような思いもしております。

彦根市や愛荘町は、一般競争入札という方法もとられているということも 伺っておりますので、将来的にはそういうことも必要かなと。それは十分検 討させていただきながら進めていきたいなと、このような思いをしています。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 入札制度については、百条委員会でも調査項目の1つでありますし、まとまった提起が近い将来されるものというように期待をしておりますし、その一員でもございますので、そういう提起をしていきたいと思います。今現在でも明らかなのは、地元業者の育成と、そして公正な入札事務を行う上での諸制度の一つ一つの構築が必要であります。そういう点では一般競争入札もしかりでありますし、さらに、最低制限価格の設定が、安くて十分できる町内業者も排除されねばならないという去年の5月1日の時点での入札

制度も大幅に改善をしていくということが大事だろうということを、この程度で私はこの段階では提起をさせていただいて、具体的な問題に進んでいきます。

こういう官製談合が言われて、疑惑の解明に向けて進んでいく中で、法律違反の問題が明らかになってまいりました。しかもこの法律違反は建設業法の下請金額の限度額を定めた法律でありまして、今回1億7,840万の予定価格を落札すれば、当然この下請金額をはみ出る可能性があることは容易にできた問題であります。行政の当時のそういう不手際、そして何らかの意図があったというように考えられるわけですけども、今回具体的な事例が発生した株式会社浜野工務店による建設業法違反に対する処分が発表されましたが、対応が鈍い。そして甘いのではないかと批判の声が幾つも寄せられています。そもそも処分基準が用意をされているのか。そして、大変疑問に思いますので、現在の現状、処分基準の現状を率直にご報告願います。

- 〇山田議長 企画監理課長。
- ○米田企画監理課長 今日までの処分について確認をいたしましたところ、今日までは県の処分に準じており、現在のところ甲良町に入札参加停止、また行政処分基準はありません。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 昨年5月1日付の資料を今日も改めていただきました。下から2枚目のところに、建設業法における技術者制度の一覧がありまして、下請金額の特定と一般の違い、これが明記をされている文書がございます。それて、4ページには、読み上げますと、請負業者は建設工事の適切な施工の確保を図るとともに、建設業法を遵守すること。特に下記事項に留意し、建設業法の規定に違反した請負業者は営業(指名)停止を命ずる。法の28条というように規定をされています。今回6カ月の指名停止ということがありますが、これについては現在のところということでありますので含みが、新たな違反行為や、それから不適切行為が明らかになればさらに延長ということが含んでるのかなというように感じましたですけども、私の疑問は、9月2日に決定をして、8月26日にさかのぼって適用をして、来年2月25日までの6カ月間という処分であります。実質7日間短縮したことになるわけですけども、これらの処分の理由と根拠について、どういう判断の結果こうなったのか、ご説明よろしくお願いします。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- 〇米田企画監理課長 県の方におきましては26日に処分が決定され、27日 に新聞に載りました。それを受けて臨時で入札審査会を開きまして検討いた しました。それにつきましては、先ほど申し上げましたように甲良町におけ

る処分基準がないということにより、再度検討しようというような話になりましたので、3日の日だと思うんですけれど、2日の日です。2日の日に再度臨時審査会を開きまして、やはり県に従来どおりの処分ということで準じていこうということで県の処分に準じて出したところでございます。今後におきましては、入札制度の検討の中で入札参加停止基準を検討、また策定していきたいというふうに思っております。

〇山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今の説明ですと、県に準ずるというのは結局、処分基準がなかったということから始まっているのだと思いますが、昨年5月の時点でもこういう町独自で営業の停止処分の権限は県にあって町にはないと思います。指名の停止を命ずるということで書かれています。

しかし、実際には処分がないことを前提として町行政が運営されていたのではないかという点で非常に疑問を持ちますし、基準そのものがなかったことでそういう疑いを持たれますし、実際発生した時点で速やかな対応がされなかった大前提のところで、せっかく4ページにこういう文書をつくっておきながら、実際の発動をする、実行をするという体制がなかったことを指摘をしておきたいというように思います。

そこで、3つ目の競争入札妨害の告発と、及び損害賠償の請求など、今後 毅然とした対応が求められていく場面が出てくるというように思います。官 製談合疑惑については、議会事務局長の突然の死や、議会議員の逮捕、そし て証言をした町民の逮捕など、困難に遭遇しながらも現在まで北川町政の解 明姿勢にも支えられて、さまざまな努力の中百条委員会において事実解明が 進められてまいりました。

動かし得ない事実が幾つか解明をされて、官製談合、つまり行政トップが深く関与しなければ起こり得ない事実証拠、状況証拠が記録されてまいりました。このことは関係者の努力に本当に敬意を表するものでありますし、これは百条委員である宮嵜議員や、証人の山口透氏が逮捕された事実で帳消しになることはない証拠証言であります。

議会の役割では、当時の入札事務がどのようにゆがめられ、その原因と責任の究明、再発防止と公正・公平な入札制度のための抜本的な改革はいかにあるべきかなどを論議し、行政に具申できるようにすることであります。

しかし、疑惑の当事者が否定をしていることから、特定して責任を問う状況に至っていないのが現状であります。この後、刑事責任や損害賠償を問えるのは保有をしている情報の豊かさや権限の大きさ、社会に与える影響の大きさなどから見て、やっぱり町行政だと思いますが、このことについては町長、どのように対応されるのか、お聞かせください。

- 〇山田議長 北川町長。
- ○北川町長 今回のこの一連のことについては、まず、今現在百条委員会が調査をしておられるというようなことで、今までも申し上げたことはあると思うんですけども、推移を見守りながら、最終的に百条委員会の結果がいつごろ出るかわかりませんが、それを見きわめた上で行政としても判断をさせていただきたいというような思いをしております。

ただ、損害賠償とか、そういう部分については監査委員の方にも請求が出されております。そういう中で最終的にはすべてが解明された時点で判断をするのが当然かなというような思いをしておりますので、その点は今の状況では少し見きわめができないというような思いをしております。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 今の時点ではっきりわかるのは、公正な競争入札が妨害された被害については、つまり特定業者に競争なしで落札させるために何らかの仕掛けがつくられたと、こういうことが十分考えられます。一般的に設計業者との癒着は談合事件ではよくある事例であります。

そういう点で十分精査をすれば損害額が算定できる情報、今後集まってくるものと考えられますので、百条委員会の審議とも併せ、また、行政が持ち得る情報等、そして権限の大きさをかんがみて対応をしていただきたいということを重ねて要請をし、再度この点についての見解を改めて伺います。

- 〇山田議長 北川町長。
- ○北川町長 先ほどから申し上げておりますとおり、今の段階では私の方からこうする、ああするというような結論的なことは断言はできません。もう少し時間がかかるであろう委員会の結果を見ながら、結論が出た段階でしっかりとした対応をさせていただきたい。このように思います。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 官製談合疑惑の問題については、恐喝未遂事件の公判が同時に進行をして、公判の中で明らかになる事実もあると思います。昨日、山口透氏の判決公判があって、求刑どおり2年6カ月、そして4年の執行猶予の判決が出されました。報道を見ますと、裁判長の判決の主文の中に、官製談合があったと考えられる。こういうくだりがあって、それが疑惑があったとしても恐喝を受けるいわれはないというように続いた判決が書かれています。中日新聞、そして毎日新聞、これがそういう報道をされています。そういう点でも官製談合を否定をした判決になっていないという点でも注目を、私たち、していきたいというように思っています。

そして、次に、落札業者への規制を遵守させる、厳守させる指導の徹底が 必要なことをこの間も非常に強く感じました。毎年の指名基準などの通知文 に規則が明記されています。先ほども言いました4ページのところ、それから末尾の資料に建設業法における技術者制度と、ここにあります。ここにも下請工事の契約の限度額がはっきり書かれており、知らないこと自体怠慢と言えますし、この通知文は全指名願いの登録をされている業者に通知をされます。

私ごとで言えば、建設業の許可申請を出すときに一番最初に特定が欲しいのか一般が欲しいのか、こういう法の解説をしながら相談に乗るというのをやってまいりましたし、建設業の許可申請を書類として提出をする、その業務を行っている行政書士さんや、それからその他のプロの書類を作成される方々は、特定と一般の区別については必ず特定が欲しいのか、一般が欲しいのか、そういう業態で必要なのかということを必ず提起をされます。そういう点では、特定と一般の違いがわからないということ自体がおかしいわけでありまして、この規則を遵守させる直接の部署は企画監理課であると思いますが、県の対応を待つまでもなく、この規定どおり実行したと言えるのかどうか、先ほどの答弁とも関連をしますが、お答え願いたいと思います。

- 〇山田議長 企画監理課長。
- 〇米田企画監理課長 現在、今ほど西澤さんの質問ですけれど、現在入札時には建設業法及び町より配布、毎年5月1日付の甲良町建設工事指名基準等を遵守するよう入札前に交付業者に対してお願いをしているところでございます。よろしくお願いします。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 そこで再質問は、1点は、そういう今言われた対応、つまり5月1日付で毎年発行される4ページの中に施工技術者の確保、そしてそのところで以下の事項を、違反した請負業者は指名、営業などの停止を命ずるという法の28条が書かれています。請負業者に契約を結ぶときにこのことが明記をされておりますが、この徹底をされていたのかどうか。そして、今後どういうようにされていくのかについては、今お話がございましたが、この4ページの3、工事の下請について、この規定を実施をされてこなかった経過がございますが、この点についての現状や課題について答弁願います。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- ○米田企画監理課長 今ほどの西澤さんのことにつきましては、当初に申し上げましたように、本来入札事務の点検、また、それを取り扱う者の認識等を含めて内部的、または書類の取り扱いも含めて点検をしているところでございまして、早急に改めるところについては改めていきたいというふうに思っているところでございます。
- 〇山田議長 西澤議員。

○西澤議員 経過を見ていますと、地元業者の育成が前に出て、そして法の決まり等を守らせるということが非常に甘かったことが考えられますし、状況が伺えます。そういう点でも法律をしっかり守らせて地元業者を育成していくという厳しい側面が求められると思います。

そこで、この下請についての提出しなければならない。ここに下請工事を行う場合、2次下請の下請契約書を添付した施工台帳を発注者に提出しなければならないというので、今回問題になりました百条委員会とも関連をして請書、それから下請の下請人の名簿が出されましたけれども、このことから言ってもまとめの書類であります。ここに書いてありますのは施工台帳を発注者に提出しなければならないとなっています。

それで出された書類はつじつまの合わないところが多数ありました。私が気づいたところだけでも13カ所ありました。大きなところでは藤田建設の許可の番号がそのまま水野鉄建に書かれており、住所もそのままと。調べてみましたら全く違うわけでありまして、担当課のところで回答があった、提出があったものをしっかりと点検をして議会に渡していただく。私たちが見てつじつまが合わへんじゃないかというので再度今調べていただいておりますが、そういう点でも提出された書類、これが規定に合っているかどうかの第一義的な点検は企画監理課が責任を負うと、これが必要なのではないですか。ご答弁願います。

- 〇山田議長 企画監理課長。
- **〇米田企画監理課長** ご指摘のとおりでございまして、今後そのようなことの なきよう努めていきたいと思います。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 このことが整理をされていく中で、1つの独立した事案、疑惑点を解明するということではなくて、町行政が法に基づいた運営と、そして厳格な運営、そして同時に町民の育成のために一つ一つ前進をしていくことだというように私は思います。

次に、町民の健康増進と農業振興をドッキングさせた課題が必要だというように思います。これは常々思ってきたところでありますが、ちょうど県庁の食堂で昼食をしておりましたら、こういうカードが立っておりました。スタンドに立っていたわけですけども、これを職員さんにお願いをしてコピーをしてもらうつもりが、そのまま持っていって結構ですというのでいただいてまいりました。それを質問のところにも資料としてお渡しをさせていただいておりますが、これを見ますと、いかに日本の国民、滋賀県民も含めてでありますが、野菜の摂取量が本当に少ない現状が各国の比較の中でも書かれておりますし、そして、摂取量の平均値、年代別のところで書かれています、

若い世代が本当に少ない摂取量。20代から29歳代のところはうんと下回ったグラフになっています。

そういう点で、以前も滋賀県の中で平均寿命が少ない、低い町とトップとして甲良町が挙がっている。この汚名を前進的に解決をする。これが非常に大事ですし、このことは農業地域、そしてハウスも順次設置をされて、農業者がいそしんで頑張る、こういう状況が生まれています。その大義名分を大きな枠で行政が応援するというのが非常に大事なところになっているというように思います。

その点での総合的な観点から、人の健康、町民の健康、そして、それを応援する農業地域、農業産業、農業、これがどういうようにして関連をしながら発展をさせていくか。 8,000の町ですから、そういう点では非常に発信のしやすい。また、まとまれば、意気投合して頑張って都市部に出かけていく。現に一部分でありますが、中部圏の都市部に発信をしている組合も生まれているわけですから、こういう角度で前進をさせていく必要があると思いますが、まずご答弁願います。

- 〇山田議長 産業課課長。
- ○茶木産業課長 農業振興の一環から考えますと、いろんな形の中で野菜の振興を図ってきております。そういうことからも産業課といたしましては、いわゆる野菜を供給していく、町民に供給していくという立場がございます。そういうことからも、平成22年度には甲良町におきます食育推進計画、また福祉課の方でタイアップをいたしまして健康増進計画を作成していこうというところで今委員会を11名の組織で立ち上げまして、そういう町民のアンケートもとりながら町の健康と農業をどう結びつけていくのかということを今年度議論していくということで今進めておるものでございます。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 そこで、生産者側の現状でありますが、生産者は日々いろんな努力をされているところでありますが、その最終目標のところで大きく持って取り組むことと、それから日々に追われることとは大きく違うというように思います。その点で、直販所の組織の現状がそういう方向に向けて指導力を発揮する。そして、その中の先進的な方々が引っ張っていくという状況が必要なわけですけども、直販所の現状と、そして、その前進の課題について報告、また検討されている内容をご報告願います。
- 〇山田議長 産業課課長。
- ○茶木産業課長 せせらぎ農産物直売所の役員さん等々で甲良町の野菜振興についてどうあるべきかということで数々の議論をしております。その中で、平成22年度におきましては、滋賀県が野菜団地におけます補助を出してい

こうということで計画が新たに滋賀県の方で取り組まれましたので、甲良町 もそれを受けまして、せせらぎ農産物直売所の役員さんとともに農産物の生 産をどうあるべきかというところで調整もさせていただきました。

この中で大きくは、役員さんの中で甲良町の生産を調査いたしますと、約82反ぐらいの野菜生産を取り組まれているという現状がございます。そういう中からも、前々から直売所も食育についてどうあるべきかということで、保育所なり給食センターに野菜を卸しながら生産体制を確立していこうということで今現在取り組んでおりますし、また、県の推進しております環境こだわりというのがございますので、化学肥料の削減をしながら取り組んでいただいている状況でございます。

また、個々の部分につきましては各部会で協議をしながら進めていこうというところで今取り組んでいるところでございます。

〇山田議長 西澤議員。

○西澤議員 せんだっても家族で野菜の摂取量について話していましたが、私 も時々買い物に行きますので、人のかごをよく見ます。野菜売り場、それぞ れの近辺の小売店がございますが、野菜のコーナーは非常に少ないコーナー になっておりまして、それぞれ買い物客もショッピングバッグに詰める野菜 の量というのは非常に少ないというように感じているところであります。

町長に、総合的な位置づけについての見解をお願いしたいわけですけれども、一担当分野にさせずに、県民の健康と町民の健康、そして生産地、農村部がかたく結びつける課題であると思います。それに見合う役場内の体制づくりが必要で、また、町民への働きかけもそういう角度から大事だというように思います。その基礎となるのはまちづくり条例の根本的な改革だと私は思います。この課題を具体的に盛り込むということについての検討も、ぜひ一分野ではなくてまちの条例の、まちづくり条例が現在あるわけですけども、そのまちづくり条例に昇華をさせるといいますか、高めていくというのが私は大事だというように思いますので、その検討について町長の見解をお願いいたします。

〇山田議長 北川町長。

○北川町長 まず、先ほど西澤議員がお話しになりました中で、特に甲良町は非常に男性の心疾患とか脳卒中とか、そういうのが死亡率が高い。女性も同じように並行して高いというようなとこら辺は、もちろん食の影響というのがかなり大きいのではないかなというような思いをしております。特に野菜の摂取量というのは一番大事でありますので、野菜不足からいろんな血管とかのそういう弊害も出てくるであろうというような思いをしております。

今年は産業課の方でもそういう意味では各集落でパイプハウス等を積極的

につくっていただいて、そして、いろんな形で野菜なり、特に野菜を重点的に、トマトやらそういうのを含めて栽培をしていただいているということで、その中に産業課のスタッフとして、県の農政課の退職された植田さんも本年度から甲良町の方においでをいただいて、ご無理をいただいて、なかなか確保が難しかったんですが、やっとのことで了解をいただいて、この4月から来ていただいて、その方が中心に各集落とのそういう野菜づくりとの連携をとっていただいて指導していただくということで1つの道が開けたのではないかなというような思いをしております。

そういう中で、こうした環境づくりがまず第一ですので、それと、今後農産物の直販施設をつくるに当たっても、年間を通して物が提供できる、そういう体制をつくる上においても土台づくりというんですか、そういう土壌をしっかりするということも大事ですし、まちづくり条例の中にどういう展開をしていくかということも、これは内部でいろいろと議論をさせてもらいながら、取り組めるところは取り組んでいくというようなことで進めていきたい、このように思います。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 今回の9月議会にも補正予算で直販所の設置、あまりにも現在の直販所があばら家、雨漏りがするというので改善の予算が計上されていますが、このことをスタートにして、大きな目標、つまり「都市部の方々に健康を発信する町 甲良町」、こういうように野菜づくりと野菜の提供という点でも発信をすることを目標にすれば、生産者も、また町民もそういう健康に貢献する活動を日々行うという点でも、もちろんその補償が必要なわけですけども生きがいが出てくると思います。この点での取り組みを大きな視野で持っていただく上で今回の直販所が設置をされることについての展望、それから豊富についてお答えをお願いします。
- 〇山田議長 産業課課長。
- ○茶木産業課長 今回、また補正の中でご説明をさせていただくわけでございますが、新たに生産者の方も、いわゆるそういう交流村の中で新たに展開をしながら新たな方向を見つけていきたいということです。

1つには、野菜だけじゃなくて加工品も含めた中での展開をやっていきたいということも大きな前進の1つだろうかなというふうに思っておりますので、今現在、その中をどういうふうに動かしていくのかということにつきましては、役員会で第1回目の議論をさせていただきました。建設が完了するまでにはすべてその方向をきっちりと位置づけをさせていただきたいというところで役員会を今後持ちながら詰めていくというところで会長にも組合長の方にもお話をさせていただいていますので、その方向について議論を今後

進めていくということで今整理をしているところでございます。 以上です。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 次に、子宮頚部がん予防ワクチン接種についての質問であります。 これは、報道でも長浜市が滋賀県下で初めて公費助成、3回接種の必要な予 防ワクチンに1万5,000円、3回、合計で4万5,000円、約4,000 万ほどの予算を計上したことが新聞の報道でわかりました。

今年の6月の県議会で、予防ワクチン接種公費助成を求める請願が採択をされています。民主、公明、対話の会が反対したけれども、請願が採択をされた記事が載っております。そして、全国ではまだまだ少ないのでありますが、公費の助成が前進をしてきています。この子宮頚部がんの発見がされて、妊娠が喜べる状況でなくなった悲劇が新聞でも報道されていますし、私どものチラシでも書かれています。

この点でも、世界に目を向けますと、世界108カ国でワクチン接種が進んで、先進国の30カ国で公費助成の接種が実施されています。こういう点では国の努力、国の責務が大きいわけですけども、国の接種が、国の公費助成がされない段階でも小さな町でありますが予算の枠内、ざっと人口比で長浜と対比してみますと、四、五百も要らないというように思いますが、この点で公費助成の接種、この取り組みを進めていただきたいと思いますが、見解をお願いいたします。

- 〇山田議長 保健福祉課参事。
- ○中川保健福祉課参事 子宮頚部がん予防ワクチンにつきましては、現在のところ全国でも126市区町村程度が公費助成をされているということを伺っております。甲良町におきましては、国の方でも平成23年度には助成に向けての取り組みがなされるということを伺っておりますので、甲良町においては国なりの動向を見ながら判断をしていきたいというふうに考えております。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 23年度からといいますと、来年度の4月ということであります。これはワクチンの発行がされるのは時間がかかるというように言われていますし、接種は中学生ないしは小学生の高学年で実施をしているのが各地の報道で出ていますが、長浜の報道を見ますと中学生の接種を始めるということでありますので、実施が早ければ早いほどいいというように思いますので、国の動向が23年度から始まるということであれば、今すぐにでも来期ですね、12月の補正で組んで、そして国の制度に合わせるということもできますので、この対応を長浜の先進例にも学びながら実施をしていただきたいな

と思いますが、再度見解をお願いいたします。

- 〇山田議長 保健福祉課参事。
- **〇中川保健福祉課参事** 近隣のいろんな市町村との動向も見ながら対応について考えていきたいと考えております。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 126の自治体ですと1割ほどですか、全国で。こういう実施でありますが、この割合だけではなくて、県下で長浜市だけでありますが、町の部分ではまだ実施をしていませんが、それぞれ内部では実施に向けた検討をされていることを水面下で聞いていますが、ぜひ甲良町でもお願いしたいと思います。

次に、ごみの週2回の通年の実施についてであります。

ごみ収集の体制の充実が求められています。夏場の週2回は非常に大変ありがたい対応でありました。しかし、9月に入りますと途端に週1回になりますので、状況が一変をします。この実態は、週2回の通年実施は豊郷町が踏み切って、あと甲良町だけが週1回のみということでありますので、早期実施が求められていますが、これに向けての検討、どういう現状か、お答え願います。

- 〇山田議長 住民課長。
- ○山崎住民課長 ただいまのご質問に対し、回答を申し上げます。

ご質問の燃えるごみの週2回収集につきましては、幾度かご質問をいただいておりますが、単に収集回数を増やすことは、いつでもごみ出しとの感覚でごみ量の増大にもつながっていくというおそれもございます。

また、処理費用等の縮減対策としまして今日までごみの減量化や生ごみ処理機の購入補助、またごみの一絞り運動の啓発等を強化し、処理量やごみの減量化を図っているところでもございます。

また、集積かごのかぎの管理や分別指導、収集後の清掃を各集落の自治会に協力をいただいております。収集回数を増やすことなどで役員の負担増になるなどのご意見もございます。若干ではありますが、燃えるごみの収集量が減少もしてきている状況でもありますことから、今後の検討課題としていきたいというように思っているところでございます。

- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 住民課長、現状に合わない、私は認識だということを指摘をしたいと思います。ごみが2回にすれば増えることにつながる。これは生活上、発生するごみは変わらないわけで、生ごみをなくしたとしても包装紙、パック類、これは非常に大きいんです。今日が西学区の回収日でありますので、きのうの夜、15カ所についてごみのステーションを回ってまいりました。

あるところではもう既に9割ほど埋まっています。ゼロのところもありました。しかし、あと14のところでは3割から、多いところではもう入らないぐらい詰まっています。つまり夜の11時を過ぎてでありますが、回ってまいりましたがこういう現状でありました。

これは、夏2回実施をして、1回だと入り切らない。ですから、夜のうちに入れる。ないしは、朝早く出勤をする方が既に夜に入れておくということですし、先ほど言われました、ごみが増えるという問題、それから一絞りをしてもパック類が残っています。

そういう点では、ごみの問題は住民の責任ではないんです。買う物に全部パックがついていますから、ごみは必然に増えてまいります。そして、燃えるごみが減少していると言いますが、つぶさに町を回りますと、ドラム缶の設置はずらっとされている。これは通りの一通りの中に幾つも、写真で撮れば3つも4つも入る通りがあります。こういうところでごみを減量しようと思えば自分のところで焼くしかないというのが今の現状です。

こういう点では町行政が週2回、せめて週2回をし、その上で減量の取り 組みはまた質の違う、性格の違う問題だと思いますので、ぜひとも実施に向 けた準備、実施に向けたいろんな調査をしていただきたいと思いますが、現 状の認識、どうなんでしょうか。再度お願いします。

- 〇山田議長 住民課長。
- ○山崎住民課長 ただいまのご意見もあることも事実でございます。しかし、やはり週2回のごみの収集となりますと、都市部ではそれをストックする場所もないというようなこともございまして週2回のところも多いと思いますけども、我々町村部では住宅環境から申し上げましても保管場所もあるというようなところで、そういった中で我々もできるだけごみを減らしていくというようなことで、絶対量が変わらないということはないと思います。何でも出してしまおうというような意識をまず改革していきたいというようなところを先決に契約をしながら、検討課題ということでしていきたいと。今後検討も加えながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 これは週2回にすれば何でも出してしまうということに必ずつながる。こういう発想自体が私は間違いだということを申し上げておきたいと思いますし、減量の取り組みは企業の取り組み、そして生産者の取り組みも非常に大きいんです。そして同時に、町民は町民で、消費者は消費者で努力をする問題がございます。だけども、今の現状は家で保管する。こういう保管をできないし、ごみを家の中に1週間置いておかんならんということです。

から、そういう点では町行政が対応をする。他の市町村はそれで既に週2回にしていますので、その上で減量の取り組みをされています。再度この点についても週2回に向けた準備のために何が必要か。そして、市民への、町民へのアピールがどういうことが必要かという組み立てでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇山田議長 住民課長。
- **〇山崎住民課長** 今の現状から、やはりそういった啓発をさらに進めていくということで近隣が週に2回やっているというようなことも考えまして、今後の検討課題として考えていくということでございますので、その辺をお間違えのないようにお願いします。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 ごみは毎日ですし、それから、町民の暮らしから言ったら欠かせないごみ行政です。それを担当していただいていますので、その点でも町民の目線で今後の計画実施をお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- **〇山田議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。 ここで、しばらくトイレ休憩をいたします。

(午前 9時58分 休憩) (午前10時17分 再開)

- 〇山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。 続いて、4番 金澤議員の一般質問を許します。 4番 金澤議員。
- ○金澤議員 ただいまより一般質問を行います。

まず初めに、甲良町建設工事の入札に関して、指名基準および最低制限価格の変更通知の21年、22年度ですね、変わったところについてちょっとご説明をいただきたいと思います。

- 〇山田議長 企画監理課長。
- 〇米田企画監理課長 お手元に甲総第52号 平成21年5月1日、建設業者 各位と書いている、それと、もう1部、甲企画監理の第24号、22年5月1日と。
- ○金澤議員 ちょっと待って。もう少しこれに近づけて。あかんわ、これ。あまり聞こえん。
- **〇山田議長** あんまり近づかんとということですわ。
- ○金澤議員 いや、近づかんと。
- **〇山田議長** 近づいてらしいです。もう少し。
- ○金澤議員 座って一ぺんやってみて。もっと近づいてやって。

- ○米田企画監理課長 これぐらいで聞こえますか。
- ○金澤議員 はい。
- 〇山田議長 もう一度最初からお願いします。 企画監理課長。
- ○米田企画監理課長 それでは、一番目の指名基準および最低制限価格変更通知の21年、22年の変わったところ、および内容についてという点についてご説明申し上げます。

まず、お手元に甲総第52号 平成21年5月1日付、建設業者各位というのと、甲企監第24号 平成22年5月1日の建設業者各位ということで、平成21年度と22年度の甲良町建設工事指名基準および予定価格の事後公表への変更および最低制限価格の算定方法の変更についてというものがあると思います。これによりましてご説明申し上げます。

まず、平成21年5月1日付の方ですけれど、平成21年指名基準の変更点は、共通事項の入札参加資格で、これにつきましては1枚めくっていただいたところの6番でございます。⑥のところでございますけれど、単年度において2ランクアップおよび2ランクダウンはしないと。以前に登録されていた業種の指名業者に復帰した場合は実績を認め、正規の1ランク下位からスタートするの文面を追加しているところでございます。それは、6と7でございます。

それと、その他のところでございます。その他といいますのは、その次の裏面になるんですけれど、②でございます。平成21年5月1日付で滋賀県彦根警察署と締結した甲良町の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除に関する合意書が合意されましたので、それに基づき請負業者が暴力団員等の不当介入等を認知し、警察および町に通報しなかった場合は指名停止等の措置を講ずるものとするというものの文面を追加したところでございます。

それから、格付区分等のところでございます。格付区分につきましては3ページになります。

格付区分等の水道工事のAランクの経審総合評点P点を700点以上からを600点以上に、同じくBランクの経審総合評点P点を700点未満から600点未満に変更したところでございます。これにつきましては、経審の審査改正により700から600にということで変更させていただいたところでございます。

それと、格付区分等の一番下にあります建築工事の県区分の3号業者をBランクよりAランクに格上げしました。これが変更点でございます。

引き続き、平成21年度の最低制限価格の変更点はというところで、これ

につきましては、平成20年6月27日付の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを準用し、算定方法を、最低制限価格の基準を、算定方法を表示したところでございます。ただし、予定価格の算出基礎としている設計価格の66.7%から85%の範囲とするということを文言的にうたったものでございます。

21年度については以上でございまして、次に、22年5月1日付を見て いただきたいというふうに思います。

22年の指名基準の変更点は、共通事項のところを見ていただきたいというふうに思います。共通事項、工事指名基準のところでございますけれど、その中の入札参加資格で、入札に参加する者は町税及び各種納税金を完納していること、法人の場合は代表者並びに配偶者に滞納がないことを改め、入札に参加する者の代表者並びに配偶者は町税及び各種納付金等を完納していることとしたものでございます。

続きまして、同じ入札参加資格のところでございます。本町の指名登録を営業所から本社に変更した場合、1年間は営業所扱いの指名とするを改め、年度途中に本町の指名登録を営業所から本社に変更した場合は、その年度は営業所扱いの指名とするということでございます。これにつきましては、2月に例年指名の受け付けを行っておりますので、その段階で本社での参加申請を改めて行うものとしたものでございます。

次に、⑥ですけれど、以前に登録されていた業種の指名業者に復帰した場合はということで、本町においては2業種まで登録ができるということを聞いておりますので、そのことの部分でございます。復帰した場合は実績を認め、正規の1ランク下位からスタートするということを改め、以前に登録された業種の指名業者に復帰するを希望する場合は、過去5年間の町の実績を調査し、実績が認められた場合は正規の1ランク下位からスタートするということで、ここで問題になったのは、以前に登録されたというのは5年、10年、15年前も当然登録をされている業者はありますので、そこの部分が実績の調査に不足の日数を要するということで5年間というように表示させていただいたところでございます。

次に、入札者の指名ということでございまして、2の入札者指名のところでございます。指名競争入札に付す場合は5人以上の入札者を指名するというのを改めて、指名競争入札に付する場合は5人または5社以上の入札を指名するとしたものでございます。それと、22年度の部分で、2のところで、予定価格の22年5月1日以降の入札については、予定価格の事後公表としたということの変わった部分と、3番の部分でございます。これについては最低制限価格の算定方式が、先ほども申し上げましたように平成21年4

月10日付でこの中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの算定が変更 になったということで、この算定方式の変更を入れさせていただいたところ でございます。

ただし、予定価格につきましての算出基礎として設計価格の70%から90%の範囲とするということの変更でございます。

以上でございます。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 算定の基準方法からお尋ねしますけど、昨年から見ますと、直接工事費プラスのウエートが85%前後あると。それが今年は、そのときは90%前後、そのままいくと、去年の算定方式でいくと最低制限価格が大体90%になりますね。だから、それを設計価格の85%に戻すように制度改正されたと思います。今年は去年から見ると5%上がっていますね、計算方法が。だから、これは、1つは最低制限価格を上げたということはダンピング防止と品質の確保というふうに理解してよいのかどうか。5%上がった根拠。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- ○米田企画監理課長 公共工事におけるダンピング受注の排除の部分が課題であるということで、モデルの最低入札価格調査基準等を設定してのことでございます。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 共通事項の方で⑥番、以前に登録されていた業種の指名業者に復帰を希望する場合は、過去5年間の町の実績を調査し、実績が認められた場合は正規の1ランク下からスタートすると、こうなっていますね。しかし、これは、そしたら過去5年間町の実績ということは、もし甲良町の仕事で、下請もこれは含めての実績ですか。ということは、町の工事だけじゃなしに他町の工事も工事経歴の中にあったら、それを認めるということですか、これは。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- ○米田企画監理課長 このことにつきましては、先ほども言いましたように、本町については2業種まで指名できるということで、1つの例でいきますと、土木をやっているのと水道とということで、そこで水道をやめて今年度から管工事にするという場合の変更した場合については、管工事の工事について1ランク、今がBであったらCランクから始めるというような解釈でよろしくお願いいたします。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 ちょっと私が聞いているのは違うんです。工事実績が過去5年間

- の、甲良町発注の工事に限定されるのか、例えばほかの町の下請工事をした 中にも実績が含まれてそれを認めるのか認めないのかということを聞いてい るんです。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- ○米田企画監理課長 これは、甲良町の工事に関してでございます。
- 〇山田議長 金澤議員。
- 〇金澤議員 甲良町だけ。
- **〇米田企画監理課長** 甲良町に過去5年間で実績があるかないかで。済みません。勝手に答えて。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 2番の入札者の指名ですね。これについて。指名競争入札に対する場合は5人または5社以上の入札と指名すると、こうなっていますね。しかし、今、この土木の場合、甲良町のA、B、1号、2号業者は何社いるんですか。4,000万以上の工事になってますね、土木は。1号、2号の業者は。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- **〇米田企画監理課長** 今ちょっと手元に一覧表を持っておりませんので、ちょっと数は言えません。済みません。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 そしたら、もう1点、同じように後から資料をもらいますので、 特定、建築も土木も含めて町内業者で特定の許可を受けている業者は何社い るんですか。それも一緒に願います。
- 〇山田議長 資料の提供ですね。
- ○金澤議員 今答えてくれんで。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- **〇米田企画監理課長** 今、それも併せて資料を持っておりませんので、後ほど 資料で。
- O山田議長 後ほど資料を提出ということですね。 金澤議員。
- ○金澤議員 それをもらってからまた質問したいと思います、その件については。

次、格付等について質問いたします。

- **〇山田議長** 金澤議員、入札の件に関しては、3回しか質問できない。資料を もらってからの質問というと。
- 〇金澤議員 さっきのところは資料をもらわんと、ちょっと言えんで。
- **〇山田議長** 次の議会でということですか。

- ○金澤議員 次のこっちのこの中でも、項目が違うんやわ、いろいろ。中に問題がいろいろあるで。この中に。例えば共通事項とか格付とか。
- **〇山田議長** そしたら、この入札関連にしては、後ほどの質問にしていただい て、次の交流村とか。
- ○金澤議員 ちょっと待ってください。それは、資料をだけで結構です。もう1 点、終わりますので。よろしいですか。

格付等について質問いたします。

建築工事の中に1号、2号、3号、昨年までは、3号業者は今年から1号にすると聞きましたけれども、その中で、金額でAが1、2、3号業者ですね、これは3,000万以上、そして4号業者は1億円未満、Cは3,000万円未満となっていますね。しかし、これを見ていると、3,000万以上に1号、2号、3号業者が入ってくると、これは先ほど西澤議員も申してましたように、特定建設業法に違反するんですね。おそれがあります。というのは、請負金額が6,500万で例えば受注したとすると、建築の場合は70%が外注工事になります。建築の場合は自社施工がありませんので、あまり。だからほとんどが外注になるんです。その割合が大体70%以上、そのために建築会社は下請を出すときに協力会社をつくっていろいろ外注していくんです。

だから、その割合からいくと6,500万を超えた場合に契約した場合は、これは4,500万は下請に出す金額ですね。4,500万以上のなるおそれが十分にあるんです。だから、指名基準の中で、この格付をするときに、これを指名基準に当てはめていくと、6,500万以上の特定を持っていない業者を指名した場合は十分建設業違反になるおそれがあるんです。だから、この3,000万以上、上の上限がないということは、ちょっとこれ、格付の中でおかしいと思うんですね。その点はどうですか。

- 〇山田議長 企画監理課長。
- ○米田企画監理課長 これの表の見方についてはもうご承知だと思うんですけれど、Cについては3,000万未満で、Bにつきましては3,000万以上1億までの間になります。それでいきますと、今ほど言うた特定を持っていない業者が仮に6,500万の請けをした場合ということですけれど、その場合本町においてはAとBを指名していくというようなことでございまして、そのように表としては格付でさせていただいておるところでございます。
- **〇山田議長** 4,500万を下請が上回るし、6,500万以上やったら特定 建設業を持っていなかったら、その建設業に違反する可能性が大であるとい うことを聞いているんです、金澤議員。その答えを。その業者を指名基準の 中に入れるということがおかしいんと違うかということなんですよ。

企画監理課長。

○米田企画監理課長 これについては、県の方にも問い合わせをいたしました。 そうした中、これは、県の場合は一般競争入札ですのでうちの場合と入札制度のあり方が違うわけなんですけれど、県の場合は特定建設業を取得を規定しているということでございます。ただ、一般的に常識の範疇では、これぐらいの金額になると下請金額が4,500万円以上と予想もつくということで、今ほど金澤議員が言われたことに同じだと思うんですけれど、この件に関しては町の指名時の判断が足らなかったとの見方もできると思うのでございますけれど、業者側は指名を受けた時点で内容より下請金額が4,500万以上と推測できたのであれば、その時点で入札辞退の方法もとれると判断できるというふうに思うということでございました。

以上です。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 それはちょっとおかしいのと違いますか。県の場合はこういう基準がはっきりしているんです。だから、この中で特定を持っている業者か持っていない業者かチェックしながら、それで特定を持っていない業者に対しては入れないと、初めから、指名に。甲良町の場合はそういうことを何も基準がなしに3,000万円以上やったら上限なしと今の段階では解釈できるんですね。だから、6,500万円以上になってきた場合は、4,500万を超えるおそれがあるんです、指名した場合には、落札した場合には、6,500万で。70%を掛けたら4,500万をオーバーする可能性が十分あるんです、建築の場合は。だから、指名審査会においてこういうことを十分にやっていかなければならないのに、去年から見ても同じようにずっと来ているんです。だから、今後の談合の問題、後から言いますけども、これも同じようなことが起きてくる可能性が十分あるんです。だから、これを今後見直すのか見直さないのか、返答願います。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- **〇米田企画監理課長** その部分も現在建設業法を勉強しているところでございまして、改めるところは改めていきたいというふうに思っております。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 これは、改めると言いますけど、年度途中でやるんですか。それとも来年1日からですか。今年でももしこれから入札があった場合には、このままの制度でやるんですか、これは。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- 〇米田企画監理課長 今現在、今日までの甲良町の入札審査会というか、指名 に関しましては1年単位で行われてきたということは金澤議員もご承知のこ

とと思うんです。そうした中、5月1日付で本年度の入札の格付を含めて通知をしているところであり、途中で行うとなりますと、改めてその部分の、今後同ケースの入札等、出るという場合においては建設業法をもとにした選択の仕方、また業者の選定の仕方をふまえながら選定していきたいというふうに思っておるところでございまして、新たな甲良に見合った、また甲良の入札方法というのか、そういうものを今後検討していく中ですべてにおいて建設業法を中心とした形の入札制度のあり方を考えていきたいというように思っております。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 県は入札制度そのものを、今、電子入札でやっています、全部ですね。その中でいろいろな基準があるんです。だから、我々業者は全部パソコンを開いて、自分のところは毎日見ているわけです。今は県から通知がないんです、全然。毎日県がどこどこ入札ということを全部出しているわけです。だから、こっちが、業者が毎日パソコンを開かんと、自分のところが指名に入っているか入っていないかがわからない。そして、指名業者も全然わからない。公表しないから。指名業者は落札後に指名する、県はですね。電子入札を入れて、何月の何日の何時までに投函して、そしていつ開いて、発表はいつと。その後、どの業者が入ったと。我々の場合は滋賀県全域を見てよいつと。その後、どの業者が入ったと。我々の場合は滋賀県全域を見て入っているか入ってへんか。金額によって県は全部入れるか入れんか、全部出てくるんです。その基準を満たしているか満たしていないか。基準がしっかりしていないとわからない。だから、県の方はしっかり基準づくりはしています。

だから、甲良町もそういう方向で特定を持っているか、持っていないか、 そういうこともしっかり精査して、これからそういう電子入札、談合防止の ところで言いますけど、こういうふうに持っていくといいと思います。これ からそういう勉強もしてください。

次に行きます。

〇山田議長 金澤議員、ちょっと待ってください。資料が来ました。よろしい、 もう。どうぞ。

金澤議員。

- ○金澤議員 今まで入札審査会の経緯について質問します。その前に、私が野瀬前主監に呉竹と下之郷ともう1点、3つのことをいろいろ聞いたことがありますが、その内容ですね、ちょっとまとめてここにありますので、文章の配布をよろしいですか。
- **〇山田議長** 資料の配布をさせていただきます。

- ○金澤議員 これは、名前を言いますと、町長と各課長連中、行政。
- 〇山田議長 議員さんの分はないの。
- ○金澤議員 ありません。ない。
- **〇山田議長** ちょっと待ってください。議員さんにコピーして配布してもらう というのはよろしいですか。
- ○金澤議員 はい。

(「欲しいです」の声あり)

○金澤議員 欲しかったら、ちょっと待ってください。どうぞ、コピーして。 時間、とめといて。

(資料配布)

- ○金澤議員 議長、よろしいですか。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 今までの入札審査会の経緯についてお尋ねします。

百条委員会では、前主監の野瀬氏が、官製談合を主導したと言われていますが、私は8月19日、野瀬氏から審査の経緯を聞いたのでここで確認したいと思います。

ここに皆さんに今お配りしたように、入札審査会の経緯ということで、呉 竹センター改築、福祉センター新築、福祉センター太陽光設置工事の3件の 入札審査会の審査については、各課主監クラスのメンバーの公平・公正な見 解により慎重に審査を平成21年度6月下旬に行ったと。

具竹センター改築においては3億円以上の工事ゆえ、県内大手業者10社 を指名、福祉センター新築工事においては地元業者育成、また中小零細企業 の内需拡大等々を考慮し、地元業者2社を含め県内業者11社を指名に入れ た経緯がある。太陽光設置工事においては、近隣の設備業者を指名し、入札 日は7月9日とし、入札審査委員全員の合意のもとに決定したと。

過去にも請負金額が多い場合には地元業者育成のため共同企業の体制をとったり、また、単独で指名した経緯があり、このような厳しい経済状況や地元下請業者の活性化を最優先に考え、建設業法の件については何の意見も審議もなかった。

従前の経緯もあり、行政の立場から言っても(株)浜野工務店が建設業法 上の点について配慮されなかったのも特に不思議なことではありません。

建設業法は施主側も守る法律であり、施主側が業法に触れるような指名を したことについて私も含め反省すべき責任を感じておりますと。

今回の建設業法違反について (株) 浜野工務店は制度変更等もあり、町行政サイドの裁量があるものと認識され、工事を立派に完成されたにもかかわらず、今回の営業停止処分を受けられたことについては大変心苦しく思って

おりますと。また、今後再発防止のため、県や国の指導を仰ぐべきかと考えます。大変気の毒で申しわけない気持ちでいっぱいですと、こういうふうに本人は言っておられたんですね。

そこでお聞きしたいんですけれども、3件の入札審査は各主監クラス6人、 すなわち退職された野瀬氏と橋本氏が動いて、当時の、今ここにおられます 山﨑課長、茶木課長、中山課長、米田課長、当時の主監ですね。この4人全 員に確認したいと思います。

私が今入札審査会の経緯について野瀬氏から聞いたことに対してこういう 審査で間違いありませんか。先ほど名前を呼びましたように山﨑課長からお 答え願います。

- 〇山田議長 山﨑課長。
- 〇山崎住民課長 ただいま金澤議員のおっしゃるとおりでございます。
- 〇山田議長 茶木課長。
- ○茶木産業課長 上の上段についてはそのようなことでございました。
- 〇山田議長 中山課長。
- **〇中山人権課長** ここに書かれているようなことで記憶しております。間違いないと思います。
- 〇山田議長 米田課長。
- **〇米田企画監理課長** 私もこの上段に書かれている内容で間違いないというように認識しております。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 もう1点、代表で結構ですので、企画課長で結構です。その席に 前山﨑町長は同席していましたか。
- 〇山田議長 企画監理課長。
- 〇米田企画監理課長 私の記憶ではありません。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 過去にも請負金額が多い場合は、地元業者育成のために、また共同企業体(JV)等の体制を組んだことがあると。単独で業者に指名した経緯があるというふうに言ってますけれども、企画課長はかわったばかりですので、総務課長でもどちらでも結構ですので、最近どういうふうにこういうことがあったか、ちょっとお聞かせ願えますか。ということは、1ランク上げありとか、そういうことはなかったか。
- 〇山田議長 総務課長。
- ○山本総務課長 私の方は入札の方にはかかわらせていただいてないので、最近わかっておりませんけれども、過去には学校建設のときにJVを組んで工事にかかわっていただいたという結果はあったかと思います。最近では今も

聞かせていただいていると、ないように聞かせていただきました。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 私の記憶では、私も長いこと建設業者をやっていますので、私の記憶で大きな工事は、JVを組んだのは甲良町の運動公園ですね。あの工事は何億という工事だったんです。だから、呉竹とか長寺の業者ですね。町内業者ですね。あのときに県の4号業者、今で言うBクラス、4号業者ですね。その辺が多かったんです。それでも大手業者は随分JVを組んで何億という工事を地元業者育成のために組んで、そして名前だけは大手業者で仕事は地元業者がやったと、そういう経緯があるんです。だから、それが地元業者育成のためにということで大義名分をかざしてもらって、町長にみんな直訴してやってもらった経緯があるんです。

最近、私もちょっと調べたところでは、甲良中学の実習棟、これは8,000 万そこそこですか。そして図書館、学び舎、これが9,000万ぐらい、建 築工事で。これは指名基準というのはどういうふうになっているんですか。

- 〇山田議長 指名基準というと。
- ○金澤議員 1ランク上に上げたりしたかないかですね。そういうことがあったかなかったか。もう覚えてません。また後から調べて資料をください。
- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** 入札の審査会の委員でもございませんでしたし、入っておりませんので、事情はちょっとわからないです。申しわけないです。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 ということで、いろいろ官製談合の問題を取り上げていますけど、 やはり過去にはこういうことでやったことがあるんです。これは明らかに私 から言わせれば建設業違反です。確かにですね。せやけど、やはり地元業者 育成ということで大手業者に全部仕事を持っていかれたら甲良町の運動公園 の工事は全部大手業者になるということで過去にはそういうこともあったん です。私はこれを覚えているんです。だから、特別なことではないんです、 野瀬主監の言っているように。

次、行きます。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 次、建設業法違反についてですね。町は県の浜野工務店に6カ月の指名停止に続き、町は6カ月の指名停止処分をしました。浜野工務店は、これは当然建設業法違反ですので、町が処分したことはこれは当然だと思います。

しかし、ここで町長に質問したいんですけど、町は浜野工務店には処分を 科したが町の責任はないのか。浜野工務店は勝手に入札に参加したのではな

く、甲良町が審査会を開いて指名したと。その結果工事を落札した。町が事 前にしっかり調査しておけば落札することもなく、浜野工務店は建設業法に 違反することもなく、官製談合という疑惑もかけられなくて済んだと。指名 した町にも責任があるんじゃないかと私は思うんですね。だから、先ほど言 ったように、野瀬主監が言ったように、公平・公正な審査をしたと言ってい るんです。だから、その時点で建設業法違反になるようなおそれがあった と。3,000万以上ですね、6,500万以上やったら建設業法違反にな ると、下請に出す割合が4、500万以上になる可能性が多いと。そういう ことが十分見越されているのに、それを十分審査もしないで指名をしたと。 ということは、浜野工務店が勝手に入ったんじゃなく、行政がしっかり審査 会で審査をしておけばこういう問題は発生しなかったと。だから、浜野工務 店が処分を受けるのは当然だとしても、行政の責務はないのかと。自分のと ころは一方的に、私はこれ、中日新聞が9月4日ですか、6カ月の入札指名 停止というふうに出ましたね。発表しましたね。これを見たときに、濱野議 員に電話で、県は1週間だったのに町は6カ月ってちょっと厳しいなと、こ う話したんです。そしたら、うちはまだそんなことは聞いてんと言うんです。 おかしいな。新聞発表になっている。何で知らんのやと言うたんです。いや、 何ももらってないと。おかしい。しかし、町は業者に通知もせんうちにマス コミが知っているってどういうことやと。それは疑問を持ったわけですね。 後から聞きますけど。

町に対しては質問を、先ほど言っていましたように責任はないのかと。一方的にこういう文書で入札参加停止通知書ということで、甲良町長、北川豊昭と書いていますね。貴社に対し甲良町が発注する建設工事等の入札への参加を滋賀県建設工事等入札参加停止基準に準じ、下記のとおり停止するとともに、甲良町発注工事の下請人としても承認しないこととしたので通知しますと。これが9月2日になっているんです、この日付は。しかし、これが届いたのは6日の夕方だったと私は聞いています。浜野工務店に。だから、9月4日に新聞発表があったにもかかわらず、業者に届いたのが9月6日の夕方って、これはおかしいんですね。だから、これは行政が意識的に、これを私が見たら中日新聞だけ出ていたんです。毎日新聞とか読売とか、ほかのところは全然載っていないんです。だから、これは行政が中日新聞に意図的にこういう情報を流したのかですね。

普通なら当然行政は、官製談合の疑惑も絡んでいることから、各マスコミは十分注目しているわけですね、指名停止とかこういう問題に対しては。だから、本来ならば行政が共同記者会見を開いてマスコミに発表して、マスコミがこういうことになったと。行政発表ということで載せるのが筋だと思う

んですけど、業者に6日の夕方しか届かんのに、何でマスコミの方に4日の日に発表になっているんかと。これは2点目ね。1点目は、先ほど言うたように町の責任の問題と、この、何でマスコミに情報が、先に中日新聞だけに載っているのかと。これは行政側がマスコミに流したのか、意図的に。何でこの浜野工務店に対する通知処分がこういうように遅くなっているのかと。逆ですよ、本来は。だから、その2点を先にお願いします。

〇山田議長 北川町長。

○北川町長 まず、今の金澤議員の、いわゆる営業停止1週間。これは指名停止じゃなくて営業停止の処分が県の方が1週間という形で出されたと。発表されたということなんですね。その後に、県の審査会の方で審査の結果、指名停止を半年間しますという形で発表されたのを受けて、私のところは、甲良町は今までから過去のそういうケースに対して、停止に対するいろんな決まりができていなかったということで、すべて県の処分に準じて甲良町もするというような形で今まで来ていましたので、だから、今回もその発表がされた後、2日に審査会を開いて、そして、そこの中で協議をした結果、県に準ずるということになっていますので、速やかにそれに基づいて半年間の停止という指名停止を処分をするということが審査会の中で決められました。ただ、通達が遅れたのは多分土日が間に挟んだということやと思うんです。だから、それで6日の日になったのではないかということです。

それと、新聞社の、中日新聞の件、これは、中日新聞から毎日問い合わせ、 あるいは甲良町に新聞社が毎日ほど来ますので、そういう中で県の方でそう いう処分がされたのを甲良町はどうするんですかという問い合わせで、甲良 町に、役場に来たわけです。中日の新聞記者が。だから、その中で、今審査 会でこういうことで決めましたということの報告をしたわけです。

それと、建設業法違反に対して町は責任がないのか。今まで、昨年に入札については先ほど皆さんがおっしゃったように、審査会を開いて協議をされた。その中に私がいてたわけでもないので、私は昨年の11月10日に就任して以降、今回の、いわゆる百条委員会の中で建設業法違反が明らかになったということに対しては、県が処分をするということになれば、県に合わせて準じてするということが当然であるということから、私は処分の対象やということでさせていただいたということで、甲良町に、じゃ、どこまで責任があるか。過去のことについては、私はそれはわかりません。

〇山田議長 金澤議員。

○金澤議員 町長は、新聞報道のことは、やはりちょっとこれはおかしいんです。だから、聞きに来ても、ちょっと待ってくださいと、本来は。これは、こういうことを、マスコミも注目している問題でありますので、おたくだけ

に流すわけにいかないから共同記者会見を開いて発表しますと。本来はこういう方向へ持っていかんとだめですよ、町長、これは。十分反省してください。

- **〇北川町長** わかりました。
- ○金澤議員 2点目は、あなたは今、私は就任前のことだから知らないと。し かし、この指名停止通知書はあなたの名前で出ているんです。だから、あな たは就任したときからすべての甲良町の責任を持っているわけです。だから、 あなた、就任前のことは知らないというのはおかしいんです。豊郷町の町長 は、自分が自分と違うときでも部下の盗聴の件に対して、自分は減給、減 俸、10%3カ月間、豊郷の町長はやっているんですよ。前のこと、自分の 就任前のことでも。だから、あなたは自分の名前で出したんだから、これは 当然そのときの負の分も請け負ってもらわな困る、これは。というのは、や はりあなたの名前を出したら、行政の責任をしっかり今ここにいる4人は認 めたんです。ここに、公正・公平な審査会を開いたと。だから、その審査会 を開いたにもかかわらず浜野工務店は建設業法に違反したと。だから、行政 が選ぶときに問題があったんじゃないかと私は指摘しているんですよ、あな たに。だから、その点に対しては行政の責任はないのかどうか。はっきりし たのは甲良町であって、浜野工務店は勝手に入ったんじゃないんです。その 点はどういうふうに、一方的におまえが悪いと、建設業法違反やと。選んだ 側は責任はないのかと。それを言うているんですよ。

だから、今の幹部連中4人を含めて、あなたも含めて、あなたの名前が出ているんだから、責任をどういうふうにとるのかと。行政の責任はないのかと。私も同じ立場やったら、勝手に入れておいて、おまえら、何をしてるんやというような感じですよ。何でこんなことになるんやと。当然こんなことは初めからわかっていることやないかと。しっかり審査をしておけば。こんなもん、建設工事の70%以上は全部下請工事に発注するに決まっているやないかと。普通に考えたら誰でもわかることですよ。そしたら、1億7,000万、8,000万の工事やったら、何億以上は下請工事に回るということはぴんと頭に来るのが、審査会を開く段階でわからなだめでしょう、これは、本当に。そういうことも含めて責任はないのかと聞いているんですよ。あなたの名前が出ているんです。答えてください。

- 〇山田議長 北川町長。
- ○北川町長 金澤議員おっしゃるとおりで、確かに今の課長、当時の主監がそういうことを十分察知して認めたということになると、当然責任はあるわけですから、その分については今後内部で協議をして、それなりの対応をさせていただくということにします。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 それは、豊郷の前例もありますので、あなたの責任も含めて、やはり公式見解で町の責任は明確にしてもらわんと、私も同じ立場やったら、業者は納得しませんので、よろしくお願いします。

次に行きます。よろしいですか。

そこで、再発防止について、先ほど言いましたけれども、県はこういうふうに、先ほど言いましたように入札のシステムをとっていると。だから、それを県にいろいろ聞いて勉強して、将来甲良町は指名業者を、談合防止というのは業者がわかるから、例えば談合とか、だから県のように名前も何も教えない。指名業者を発表しない。そして、今、今年から制度改革になって設計金額を公表しない。それは評価します。

そして、そういうことに、これから電子入札に持っていったら、自分のところは土木とか造園とか、2業種入っていたら、甲良町のパソコンを見ながら、うちは入っている。だから、何日までに電子入札をぱっと入れる。町はあと発表するだけ。だから、資格に、その業者が本当に自分の入札の基準に入っているか入っていないか。それをよくチェックして、今後そういう方向に持っていったら談合防止とかいうようなことができると思うんですけど。よく検討してください。

もう入札の件は、先ほど言いましたけど、資料がなかったら結構ですけど、 特定建設業者というのは自分から選べるものじゃないんです。あれは特定を 受けるというのは一定の基準があるんです、条件が。だから、最低限守らな きゃいけないことは、資本金が4,500万以上なかったら特定を受けられ ない。幾ら自分が望んでも。それはあるんです。資本金が4,500万円以 上。だから、私は特定が欲しいと言っても絶対与えられない、これは。なれ ない。4,500万円以上資本金がなかったらだめ。それを勉強して。

それで、入札とか、その辺を終わりまして。

- **〇山田議長** 金澤議員、ちょっと待って。特定は4,500万、2,000万 ではないんですか。
- ○金澤議員 4,500万、土木の場合。
- 〇山田議長 土木の場合ですか。建築が2,000万ですね。
- ○金澤議員 土木は4,500。
- 〇山田議長 はい、どうぞ。
- ○金澤議員 交流村のことについて、茶木課長にお尋ねします。

これから農産物というふうに、販売の方にこれからかかってくるんですけ ど、人が来ないと物も売れない。だから、余っている土地の有効活用、これ は今どういうふうに考えているんですか。計画はあるんですか。

- 〇山田議長 産業課長。
- 〇茶木産業課長 余っているという土地についてはございませんので、まずそれは先に言っておきたいと思います。

まず、当初計画はコンビニなり、また展示場なりの計画変更、見直しをして、その建設については延ばしていこうというふうな計画をしております。 その中で、ある一部の駐車場が不足する部分、また今後のイベント計画等も持っていくために、そういう部分につきましては駐車場兼用のイベント計画なり、そういうふうな形の中で有効活用を図っていこうということで計画を立てているものでございますので、不要な土地というのはございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 そういう計画をしたというのは、内容がわかる図面とかはあるんですか。
- 〇山田議長 産業課長。
- ○茶木産業課長 また、今回補正のときに最終というか、協議している図面は ご提示させていただきます。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 次に、甲良町の西・東の保育園の環境格差について。これは前にも一般質問で言いましたので内容的には省略させていただきまして、町長にお尋ねしたいんですけど、前、教育長に言ったら、あっさり、そんな計画はないと断れまして、町長も、いやというような、ちょっと首を振ったんですけど、再度お尋ねしますけれども、やはり保護者とかが保育園の先生では、西と東の格差があるということで、西はええなということで、そういう意見がありますので、町長も当選したときは町民の意見を聞いて、やはりこれからは甲良町の行政を進めたいというふうに伺っていますので、ぜひとも、一遍には無理でもせめて周辺の調査とか、保護者の、園の先生の意見とかアンケートとか、そういう前向きな姿勢で取り組んでほしいと思うんですけど、どうですか。
- 〇山田議長 北川町長。
- ○北川町長 西の保育センターは、非常に環境に恵まれて、園児は伸び伸びと健やかに育っています。カモ公園を含め、梅林公園等、いろんな自然が園舎の周囲にあるということで、条件的にそういう意味では大変ええ場所に園舎ができたのではないかな。それを比較すると、東の保育センターの方は、保・幼一貫ということで立地を、今までは、過去は小学校の敷地の中に幼稚園があったりとかいうようなことでしたが、保・幼一貫教育ということで別の場所にということで選択をされた。ただ、その場所がたまたま周囲があまりに

も狭くて、駐車する場所もないというようなとこら辺から、まず駐車場の確保というのが大事やということから、以前、職員さんですか、持っておられた土地を駐車場に買い上げをして、今現在の駐車場で活用しているという中で、じゃ、園児、遊ばすのにどうするのかと。いわゆる園舎の中のグラウンドですね、そこで遊ぶ以外は遊ぶ場所がないというような中で、幸い甲良町はせせらぎ遊園のまちということで、半径500メートルから7、800メートルの中にいろんな公園、例えば横関の八幡神社、図書館のところの親水公園、柊の森等、そういう公園がございます。そういうところも散歩で歩いていく、距離的にはちょうどのええ公園かなというような思いをしております。

ただ、園舎の近くに公園をつくるというのは非常に難しい。駐車場の奥に 菜園が少しあります。今後、そういう中で将来的に、できることなら少しで もそういう菜園等をうまく活用して、そこら辺を遊び場にもするというよう なことで利用していただけたらありがたいなと。当分の間は、そういう意味 では園児の皆さんには散策に出てもらうと。足腰も鍛えられるし、ちょうど ええかなというように思っています。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 周辺地域を有効活用してということですけれども、やはり保育料は町長、同じように払っているんですよ。やはり保護者としたら、できるだけそういう、近づけてほしいと。もし住民の声として、保護者の声として、そういう声が多かったらやりますか。町が実施しなければ私が勝手に行ってアンケートをとって、要望を聞いて、提出しますよ。どうですか。
- 〇山田議長 北川町長。
- 〇北川町長 いろんな声をこれから伺って参考にさせていただきます。
- ○金澤議員 よろしくお願いします。
- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 次に、犬上川左岸の整備についてですね。毎年3月のかかりに300人から400人かけて、地元事業とか、地元とか、議会議員も皆さん、行政も含めて参加して犬上川のクリーン作戦をやっていますね、毎年ね。それで、今、犬上川の左岸の整備ということで、金屋の方から始まってきているんですね。これは甲良町の仕事やないんですけど、県工事になってくるんですね。前も一度聞いたことがあるんですけど、年次計画で上流からずっと下流に向けて整備していきたいと、県はこういうことを言ったんですね。だから、今、甲良町では県にどれぐらいそういうことを計画が進んでいるのか、ちょっと聞いてみたいんですけど、どうですか。
- 〇山田議長 建設課長。

○若林建設課長 犬上川を直接管理されております湖東土木事務所の方に、今後の整備計画について尋ねてきたところ、まず、犬上川の河川整備につきましては、平成20年10月に策定されました滋賀県中長期整備実施河川の検討で示された整備計画にのっとって現在事業を進めているということでございました。その整備計画の内容といいますのが、犬上川は一応河川整備の必要性ランクではAランクということで整備実施河川に位置づけられております。

しかし、この整備区域が河口、琵琶湖からおおむね1.1キロまでの整備計画となっていて、甲良町域までの整備計画は現在計画されていないということでございます。そして、金澤議員が申されました公園化の件につきましても、現在のところ考えていないということでございました。

ただ、それで堤防の草刈りおよび河川敷内の樹木については、現在も順次 進めてもらっているところでございますので、この整備については適切な管 理ということで順次事業として進めるということでございました。

以上でございます。

- 〇山田議長 金澤議員。
- ○金澤議員 課長の言うことは、鼻が詰まっているのか、私、聞こえにくいので、できないことはわかったんですけど、後からまた、内容的にちょっと聞きたいので、もうよろしいわ。しゃべってもうても聞こえないから。

ということで、私の一般質問はこれで終わります。

- 〇山田議長 金澤議員の一般質問が終わりました。 続きまして、2番 丸山議員の一般質問を許します。 丸山議員。
- **〇丸山議員** 子育て支援センターの運営および安全についても尋ねたいと思います。

運営状態についてというのは、前の東学区の方にあったセンターから思えば、今の中心に来た状態で、かなり建物が大きくなったと思うんですけど、 それによって来られる子どもたちが大分増えているのか、その辺をちょっと お願いします。

- 〇山田議長 支援センター長。
- ○奥村子育で支援センター長 ご質問にお答えします。

皆様のおかげで施設が町のほぼ中央に移って、内容的にも充実されたということで、町の全域からの利用が進んでいます。親子で遊ぶ広場などにおいて、前のセンターのときの同じ時期、4月から8月を取り出して見た場合、約1.5倍の増となっております。具体的な数値としましては、1,600人です。

- 〇山田議長 丸山議員。
- **○丸山議員** それについて、それだけ子どもが増えている中において職員の数は十分足りているのかどうか。その辺をちょっと聞きたいと思います。

それと、職員が何人いるのと、パートさんが何人来てはるのかというのを 教えてほしいです。

- 〇山田議長 支援センター長。
- ○奥村子育で支援センター長 職員の体制ですけども、正規の職員は私1人です。兼務の正職が、保育センターとの兼務職員が2名で、ほか、臨時職員ですけども教員、専門的な資格を持った教員が2名、それから、専門的な保育士の資格を持った者が、臨時職員で2名とパートで2名です。あと、その他の職員としましては、主に事務とか、そういったことをする職員で、臨時職員が1名とパート職員が1名、学童については省いてもよろしいですか。以上です。

足りているのかというご質問ですが、今ほど申しました専門職である保育士、教員ともに大幅に増やしていただきました。このことによりまして、支援センターの事業であります子育ての相談とか、教育相談とか、そういったこれまでできなかった事業が可能となっております。まだまだこれから住民の皆様のニーズに沿った形では、体制ともに充実を図って、町民の皆様のお役に立てる支援センターになるべく最善を尽くしていかないといけないなと感じております。

以上です。

- 〇山田議長 丸山議員。
- ○丸山議員 職員の数は大体今聞いてわかったんですけど、悩みがいろいろあって支援センターに通っている子どもの中に、虐待をされている子どもがいるとか、友達と会話ができにくくなって、学校へ行きたくないという子どもたちが来ていると思うんです。そういうようなことに対して、ある程度のことは話をして会話になって行けると思うんですけど、虐待とかされている子どもについて、そういう専門の職員が必要ではないのかなという感じで思うんですけど、その辺のことは、今の中で虐待されている子どもたちが来ている中でも対応が十分できているのかどうかということを1つ聞きたいです。
- 〇山田議長 支援センター長。
- ○奥村子育で支援センター長 初めに、虐待対応につきましては、基本的に保 健福祉課が担っています。うちの支援センターとしては、そういった保健福 祉課と連携しまして役割を分担して、虐待の家庭などに対する訪問支援など を展開しています。

続きますが、虐待にかかわる具体的な処遇としましては、児童福祉からし

ますと一定講習を受けた者に与えられる児童福祉士の任用資格というものがありますが、保健福祉課の担当課において課員にそうした資格を取得させて専門性を持たせているという、そういったところです。

以上です。

- 〇山田議長 丸山議員。
- ○丸山議員 今のところで聞いていると、何とか今の状態でいけているような感じでは聞こえるんですけど、今後もしそういうような子どもたちが増えてきた場合に関しては、また職員が必要なときはあり得るということですね。そういう解釈でよろしいですね。

職員とその辺は大体わかりましたので、次に安全の方に関してを聞かせてほしいと思いますので、先日、近所の方がマムシが出たとかいうことを聞いているんですが、僕もこの間、ちょっとそれを聞いてから支援センターの方に行ったんですけど、看板に確かにマムシの絵がかいてあって、マムシに注意というような感じの看板とバリケードみたいな感じ、簡単と言うと悪いんですけど、そのような体制を見たんですけど、今後、あのままで安全、というのは小さい、大人の人でもかまれている状態ですので、小さい子どもが来るということにけてはかなり心配というか、そういうようなうわさが広がると、今後ああいう安全体制については、ああいう状態で終わるのか、さらに、西保育園の方ではマムシ返しとかいうのかな、そういうようなことを考えておられるのか。今後あのまま、マムシが出たからというので、かまれたけどそのまま看板だけでおさめていくのか、今後のことは何かわかっていますか。

- 〇山田議長 支援センター長。
- ○奥村子育て支援センター長 まず、対応ですけども、丸山議員のご覧になってくださったとおり、マムシにかまれたという情報を入手した後、即、利用者の安全重視ということで教育委員会とか保健福祉課などに連絡をとって、マムシの対応を即始めました。おっしゃるとおり、絵入りのチラシを張ったり、バリケードの設置をはじめ、血清の確認としまして消防署の犬上分署とか、近隣の病院に確認をしています。

続いて、対応のマニュアルを作成しまして、マムシにかまれた場合、また、 マムシを見かけた場合について職員に周知をしました。

対策ですけども、まず、センター周辺の除草に努めるということはこれまでもしていますが、これを日常的なことに徹底するということと、それと、 日常的な施設周辺の点検を怠らないようにするということ、また、こういったことが時期的に、今はみんなも緊張していますが、定期的に職員の中に注 意を喚起するようなことを周知徹底をしていきたいと思います。 具体的なマムシ返し等については、現在のところでは考えておりません。 以上です。

- 〇山田議長 丸山議員。
- ○丸山議員 今の話を聞いていると、確かに今のかまれたということは最近ですので、今しばらくは緊張、誰もかれもが緊張しているという状態ですので気をつけるというのはよくわかるんですけど、中には小さい子どもたちが沢山来る場所でもあるので、この間、僕も見たんですけど、マムシの絵というか、ちょっとした感じであったんですけど、あれが子どもにとっては漫画みたいな感じで、マムシの怖さをまだ知らない。今の状態だと非常に危ないような感じ、今は、緊張している間はいいんやけど、今後の対策として何かを考えていかないといけないと思うんですけど、それ以外に囲いとか塀以外に、マムシの巣というか、いそうなところを突きとめて退治をするとか、そういうようなことはできないんですかね。
- 〇山田議長 住民課長。
- **〇山﨑住民課長** ただいまのご質問でございます。

西の保育所の方につきましては、マムシ返しをつけているということですけども、今、所長が言いましたとおり、こっちの支援センターでは、地域の中に建っている建物でございまして、構造上、そういった塀をつくるということもおっしゃるとおり無理かというように思います。回避剤等もあるわけですけども、私もペストコントロール協会ですか、害虫駆除の協会のホームページを開けて見ておるんですけども、そういうようなへどの関係はないんですね。逃げたりとか移動するというような形で、そういう業者もないというようなことでございますし、今、支援センターの近くでの発見ですけど、また下之郷の別の地区でも出ているというようなことも聞いていますし、広範にわたりまして、山手の方へ行けば、池寺の方ではしょっちゅうそんなのがいるというようなことで、他町にも問い合わせをしているわけですけども、啓発の看板で注意を促すしか方法がないというようなことで、それ以上の取り組みはできないというようなことでなっていますので、今後とも注意を喚起するような啓発看板の作成とかを頑張ってやっていきたいということでございます。

- 〇山田議長 丸山議員。
- ○丸山議員 今話を聞いていると、大体わかるんですけど、マムシというのは、たまたま今子育て支援センターの近くに、下之郷地先で出たというのは、今どこにでもいるのは現実だと思うんですけど、ただ、安全面で心配するのは、小さい子どもが来る場所であり、あのまま放置していくのでは、ちょっと今

の状態では心配かなと思うので、その辺を何とかできるものならというので、確かに民家がいっぱい詰まっている状態ですので、マムシ返しをすれば、また今度は民家の方に行くおそれがあるので、それもまた確かに難しいとは思うんですけど、安全の面で今後何とか、できるだけ早く対応ができるんやったらしてあげてほしいなと思うので、お願いします。

それで、センターの方は終わります。

グループハウスけんじいの家入居者についてを聞きたいんですけど、約半年近くになると思うんですけれども、入居者は今いるのかどうかということを1つお願いします。

- 〇山田議長 保健福祉課参事。
- ○中川保健福祉課参事 現在のところ入居者はおりません。月に1人、2人ぐらいの割合で相談という形では受けておりまして、現地の説明とかいうことで案内させていただいておりますが、入居には至っていないと。開所してから今日までに正式な入居の申し込みがあったのが1名、審査会をさせていただいて、一応入居していただいていいやろうということには決定しましたが、建物の性質上といいますか、共同生活をしていただくということなんですが、その方1人しか今のところ決まっていないということで、逆に心配やという考えを持っておられて、現在のところ入居に至っていないということでございます。
- 〇山田議長 丸山議員。
- **〇丸山議員** それでは、今後の対策として問題点がいろいろあると思うんですが、何かそういう面で考えておられるかどうかということをお願いします。
- 〇山田議長 保健福祉課参事。
- ○中川保健福祉課参事 今ほど言いましたような理由で入居に至っていないということがありますので、その辺を含めて、決定したら何日以内に入居しなさいという規定がいろいろありますので、その辺をできるだけ柔軟に対応していくとかいうことをふまえて、同じような時期に何人かが入っていただけるような方法を考えるとか、あるいは、こういう取り組みがようやく全国的にも少しずつ広がっているように聞いています。その辺の情報も入れながらどういう対応をしているかとかいうことも含めて全員に入っていただけるようなことも考えていきたいというふうに考えています。

あと、広報的にもちょっと不十分なところもありますので、その辺も含めてもう少ししっかりやっていきたいなというふうに考えております。

- 〇山田議長 丸山議員。
- ○丸山議員 大体よくわかりましたんですが、中には住民の方でも、入れる人数が5人ということでありましたので、既に5人は逆に入っておられるので

はないかという考え方を持ってはる人もいるので、もっと毎月というか、そんな感じで入居者募集、アパートの募集じゃありませんけど、そういうような意味で募集をかけていくのも1つの案ではないかなと思うんです。

というのは、最初に5人というのがみんな頭にあって、これだけ、8,000 人の町の中で、8,000人の全部が年寄りじゃないんだけど、その5人というのはあっという間に入っているんじゃないかと考えている人もいるんです、中には。その辺のことに関してもっと宣伝というか、そんなことをしていってはどうかなと思うんです。

それと、続けていきますけど、一応年齢制限がありますよね、65歳以上でしたか。60。年齢制限というか、そんな感じで聞いているんですけど、それによってはもちろん今のこんな状態というか、65ぐらいでしたらめちゃくちゃ若いような感じで、まだまだそんな世話にならんでもいけるというような人が多いと思うんです。年齢制限に関しても、逆になしにするとか、そういうような考えを持っていってほしいなという感じで、中には、こんなん言うたら何やけど、50歳ぐらいの人もひとり暮らしをしておられる方もいるのではないかなと思うんです。年齢制限の方があって希望者が希望できないということもちょっと聞いているので、その辺はまたどう考えておられますか。ちょっと済みません。

- 〇山田議長 保健福祉課参事。
- ○中川保健福祉課参事 年齢の若い方の相談もあります、確かに。ただ、一応国の交付金ということで、いわゆるお年寄りの共同生活ということでのお金をいただいていることもありますので、あまり極端な年齢的な幅を広げるということは難しい部分があります。

ただ、59歳やったらあかんのかという、いろんな絡みがあると思いますので、その辺は常識的に考えて許されるやろうという範囲で、もちろん審査会で審査をさせていただきますので、その辺をふまえて、あまり極端な、逸脱しないような形での対応は、できるだけはさせていただきたいなというふうには考えております。

- 〇山田議長 丸山議員。
- **〇丸山議員** その辺もよくわかりましたので、それはそれで。

あとは、建物のことなんですので、いつまでも入居者が入らない。そのままおいておくということにつけては、土地とかの場合は草とかが生えるだけで、ほってあってもどうというあれはないと思うんですけど、もともと築100年ぐらいの古民家を改修につけて、人が入らない、そのままほっておく、放置していくということに関しては、また自然崩壊と言うとおかしいですけど、ええ感じではないと思うんですが、最終的に、もし甲良町民以外、

もしくは、今言う甲良町民だけという募集に今なっていると思うんですけれども、最終的に、例え話になると公園墓地でもそうなんですけど、当初は町内だけ、町内だけで売り切れないのを町外にもという感じになってきましたので、そういうような感じで、今後もしこのまま住民、町民が入らない場合は、例えば近くの犬上3町の中やったら許されるとか、そういうような町外のことは考えておられますか、入居者について。

- 〇山田議長 保健福祉課参事。
- ○中川保健福祉課参事 建物を整備させていただいた趣旨が、できるだけ住みなれた地域で暮らしていただくということもございますので、今のところは町内の方で何とか5名を入居していただきたいというふうに考えております。
- 〇山田議長 丸山議員。
- ○丸山議員 それはもちろん今聞いたとおり、町内の方に入ってもらえるのが一番ベストです、確かに。ベストなんですけれども、このまま、約半年近くになるんですが、また1年たち、2年たち、そんな長くなってはいかんのですけども、その間にもし入らない場合のことですね。今半年ですので、あと半年、1年ぐらいはこのままの状態でいっておいても、あとやっぱり町内の方であっても、嫁いではってとか、町外に住んではるけど、年がいったで帰って、そういう場合は大丈夫なんですか。
- 〇山田議長 保健福祉課参事。
- ○中川保健福祉課参事 その辺の詳細までは今のところまだ決めていませんけれど、入居の状況によっては今後の話になると思いますが、今すぐ対応できるということではないんですけれど、検討していかなければならない場合もあるかとは思います。

あと、施設の利用についてですけども、入居の部屋があるのと、あと、共同利用ということで地域での活動であるとか、いろんなことについて使ってくださいということを推進しておりまして、既にボランティアの活動であるとかいう意味では、施設を全然使っていないということではなくて利用させていただいたりとか、あるいは子育て支援センターへ来ている子どもたちの、古い民家を使っての子育て支援のことであるとかについては現在も利用はさせていただいております。

そういうことから言いますと、建物を全く放置しているということはないんですけれど、今、丸山議員がおっしゃるように、入居がないのでは困るやないかということもありますので、今のことについては今後また検討させていただけたらというふうに思います。

- 〇山田議長 丸山議員。
- ○丸山議員 よくわかったんですけども、なかなか入居者がないということで、

建物がそのまま老朽化していくのが見ていられないというか、そういうような考えを持っているので、一日でも早く入居者をもっと広報を使ってでもよろしいので募集をかけてもらえるようにしてほしいと思うのと、極力地元住民ということはよくわかるんですけど、もし最悪の場合にどうしても入居者がいない場合は町外でも、そういうこともまた考えて、一日でも早く入居者が入ってもらえるようにお願いしたいと思います。

これで終わります。

〇山田議長 丸山議員の一般質問が終わりました。ここで昼の休憩といたします。

再開は1時30分より行います。

(午前11時43分 休憩)

(午後 1時31分 再開)

- 〇山田議長 それでは、昼の休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。 続いて、1番 濱野議員の一般質問を許します。 濱野議員。
- ○濱野議員 それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、皆さんご存じのとおり、去る7月5日、甲良町の職員に対しまして 扶養手当をめぐり職員を強要したとして宮嵜議員および奥さんが逮捕されま しました。また、それぞれお認めになられたというような報道がなされまし て、本当に大変残念ではありますけれども、現実は現実と深く受けとめて、 さまざまな問題があると思いますので、一刻も早く改めるべきは改め、町民 の行政に対する不信感を払拭することが本当に大事だと考えます。

そのことについて、本日は何点か質問をさせていただき、また、職員の中でも大変いろいろと不安を感じておられる方が多いかと思いますので、ぜひその点もよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

まずは、職員の扶養手当の現状と手当を支給している人数および金額、また、過去2年間にわたり何人程度が変更があったり、新規があったかなという部分をお尋ねをいたしたいというふうに思います。

- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** ただいまのご質問でございます。

本年、22年8月分の扶養手当の支給の状況で、まず説明をさせていただきますと、8月分につきましては、扶養手当の支給は54人で、合計105万2,500円でございました。

続きまして、変更についてというご質問でございます。平成20年につきましては、職員8人分がありまして、そのうち新規が職員5人ということで

ございます。具体的に言いますと、職員8人で12人分の変更があったと。 うち新規職員は5人からということでございます。

また、21年は、職員8人、9人分の申請がありまして、うち新規は職員5人分からということでございますので、合わせまして2年間での変更申請は、職員16人からということで、新規は職員10人からというものでございます。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 まず、変更とかされる場合はどのように申告をなされているのかと。それと、今までいろんな不正受給というのが時と場合、ケースによって違いますけれども、例えば、申請を出すのが遅れていたとか、出し忘れていたとか、ちょっともらい過ぎたとかいう部分が、今まで過去にこの2年ほどであったのか、なかったのか、説明をお願いしたいと思います。
- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** 今おっしゃっていただいた、いつ審査をするかということに つながるんでしょうか。それよりももう1つ前の段階でしょうか、言うてい ただいているのは。いつ出すのかということでしょうか。
- ○濱野議員 いつの時点で出すのか。
- ○山本総務課長 大体いつというのは、月は、実はないんです。当然ながら4月の異動がありますと新しく採用される職員、あるいは学校教職員の身分の先生がこちらに来ていただくと、そこで申請をしていただくということにもなってきますし、お子様が生まれはると、その時点で扶養の申請をされるであるとか、毎月というのか、常時年中申請を受け付けていくということで進めているわけでございます。

それと、過去にどうやというふうなことでございますけども、一応審査を しておるというふうなことで、今回の事件につきましては問題となりました けれども、過去については大丈夫かと今のところ思っているところでござい ます。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 わかりました。本当に沢山の職員がおられますので、それぞれの条件等々が考えられるかなというふうに思います。それで、ちょっとややこしいなというような条件等々もいろいろ出てこようかなというふうに思います。そういったときにどのような形で、いつ、どこで、どのように審査が行われているのか、その部分もちょっとお尋ねしたいと思います。
- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** 今も申しましたように、扶養の要因が生じたときに年中受け付けをしているということでございますけれども、その届けをまず総務課に

していただくということになります。その届けにつきましては、扶養親族届けという届けをしていただくということでございます。そして、総務課の方でその扶養手当の認定簿をつくっていくということでの処理を進めているわけでございます。

これについては、甲良町職員の給与に関する条例、規則に基づいてという ふうなことで進めております。総務課人事給与担当が、その届け出を受け付 けをいたしまして、審査の上、起案、決裁にかけて、支給に該当する場合は 支給していくという形でございます。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 それでは、いろいろと諸規程、決まり事があるかと思うんですけども、そういった決まり事は職員全員に配布がされてあるのか。また、配布がされてないとしましたら、どのように職員に周知をさせてるのかが1点と、それと、職員以外で監査等を受けられているのか。それと、最終的には当然町長さんが確認をされると思うんですけど、その辺も最終的な確認が行われているのか。ちょっと3点、続けて質問いたしたいというふうに思います。
- 〇山田議長 総務課長。
- ○山本総務課長 一応、条件みたいなものが周知されているかということでございました。一応扶養につきましては年額が130万円以上の恒常的な所得のある方はだめやということで、大ぐくりですけども、ございます。そのほかには、それぞれの項目がございますけれども、それについてはちょうど7月に毎年事後確認ということで届けをしていただくということになってございますので、その時点で周知、あるいはわからないものにつきましては総務課の方に問い合わせていただくということになってございます。

続いて、監査の関係でございます。これにつきましては、今回事件になったということもございまして、町の監査委員さんの方からもご指摘をいただきました。監査報告書の中でもございました関係でございますけども、町職員にもイントラネットで手当について適正に申請、あるいは処理をするようにという指導をこちらが受けていると。職員の方にもきっちりと申請するようにということでのイントラでの流しをしたところでございます。

町長確認につきましては、起案、決裁の中で町長まで合議を進めているというものでございます。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 ありがとうございます。

それでは、いよいよ本題の方に入りたいというふうに思いますけれども、 今回、あのような事件になったわけでございますが、職員の扶養手当の不正 受給をめぐって、いろいろと担当職員への職務強要があったりとか、いろん な問題があったかというふうに思います。言えない部分は結構でございますので、今までの経緯、皆様に聞いていただける範囲の、しゃべれる範囲のところだけで結構でございますので、経緯を説明をしていただきたいというふうに思います。

- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** それでは、経過についてご説明申し上げます。

職員の方より平成21年6月3日に祖父を扶養申請する旨の扶養親族届けが提出されました。父母を越えて祖父をということでございましたので、祖父を日常生活で支えている根拠のわかるものを提出してくださいということでその提出を求めておりました。その後なんですけども、父親方より担当や私の方にですけれども、扶養認定を進めてほしいという依頼をいただきました。

8月になりまして、まず電話にて手続が進んでないけれどもということでの再度の依頼を受けまして、次の日、家庭を訪問いたしまして手続を進めるようある種強要を受けということになろうかと思いますけども、手続を進めることになったというものでございます。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 手続を進めるに当たり、いったん資料は提出がされたということですね。条件を満たさないからだめだというようなことで何らかのものをつければ、何かの指導がされたのか、また、その間、支給がされない間のどういう問題があったから支給がされなかったとかという、されなかった理由ですね。何かをつけることによってされたものなのか、それをちょっとお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それと、何点かになるんですけれども、その受給をしていた職員さんの前には誰かが受給をされていたのかということですね。もし誰かが受給をされていたのなら、今はいったん不正受給ということで受給がストップになっているわけなんですけれども、またその方が受給をされているのか。ちょっと総じて質問いたしたいというふうに思います。

- 〇山田議長 総務課長。
- ○山本総務課長 それでは、扶養についての指導はということでございました。 先ほども言いました規則の中の第7条3項に、認定の際に必要と認めると きは職員に対して扶養の事実等を証明するに至る書類の提出を求めることが できるんやということでございましたので、先ほども申しましたように、祖 父を日常生活で支えているというものがわかるものを提出してくださいとい うことでございました。それが結果的には出てこなかったということでござ います。

それと、手当につきましては、現在は全額返金をいただいているということでございます。町の扶養手当については、その前にはどうかということでございましたけども、町の扶養手当についてはございません。

以上です。

以前にその祖父の方に対してという意味でですか。それについては、町の 扶養手当はもらってはいただいてません。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 そうすると、新規に届け出を出されたということでよろしいんで すね。わかりました。

1つ、そういう流れの中で、山本課長なりを強要して受給をさせたのは、させた行為をしたのが両親であったと。受給をさせられた側、強要されて刺せられた側が町の職員であったりとか、じゃ、今何カ月か受給していた職員もその受給をさせられた側になるという解釈でよろしいんでしょうか。その辺の見解はどうでございますか。要は、何らかの書類が提出はされてあったけれども、受給資格がないからだめですよというようなことでいったんはとめてあったと。しかしながら、ある一定の時期に両親の方から強く職員に対して強要をしたということで支給が開始されたというようなことなんですよね。

そういう支給をさせた行為をしたことは強要罪で罪になってあると。させた行為、強要したということで両親とも罪に問われているというようなことになってございますけれども、させられた側は職員の方、何名か知りませんけど、2名か3名がさせられた。職員の方も、出していた息子さんもさせられた側というような解釈でよろしいんでしょうか。その辺の見解はどうなんでしょうか。

- 〇山田議長 総務課長。
- ○山本総務課長 自分でも言葉のやりとりで理解がしにくいので申しわけございません。間違ったことを申すのかもしれませんけども、町の職員側としては、それを受けてきたのは、両親さんからのご依頼を受けたのは当日は3名だったというふうなことだと思います。そのようなことで私どもの方が扶養の関係のことについてまだもう少しわかっていない中で手続を進めたというふうなことについての責任は感じているところでございます。
- ○濱野議員 その息子さんの立場はどうなるですか。
- **〇山田議長** 受給した息子さんは、させられた側か、それとも申請は息子さん はやってあるんですね。その人たちはどういう立場になるか。その息子さん はどういう立場になるのかということをお伺いしているんです。
- ○山本総務課長 その職員の方につきましては、特にどうの、直接に強くプッ

シュされたであるとかそんなことはなくて、両親の方からのご依頼の方というふうなことでございました。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 じゃ、その息子さんが、要はいったん届けは出してあるけれども、だめやったらもらえなかってもいいわと。ただ出してあって、ある日突然親が強要したことも知らずに、8月か9月かわかりませんけれども、支給が開始になったと。私は一切そういう親が強要したことは知りませんでした。申請は出していたんやけどもいつになってもくれはれへんし、やっぱりだめなんかなと思っていたところ、9月から支給があったと。私も知らなかったけども、逆にさせられた側にいてるのかという、私は質問なんですけど。
- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** そこら辺の状況については、私の方もしっかりと把握はしていないということでございます。申しわけございません。
- 〇山田議長 北川町長。
- 〇北川町長 私も後でいろいろと事情を聞かせてもらっておりまして、宮嵜海 君ですか、いわゆる扶養親族届が6月3日、提出がされています。21年、 昨年の。そして、8月の、これは扶養親族届けについてというのでこういう 書類が当時の町長のところへ回ってきているんです。これでいくと、8月21 日に同居は確認しましたという書類なんです。そのことによって前山﨑町長 と野瀬総務主監と総務課長が判を押して、それで扶養手当を正式に支給する 形ができていると、そういうことやと思うんですね。それまでのいわゆる、 私も話をいろいろ聞いていると、宮嵜議員夫婦から、じゃ、それまでの分が、 今まで言うているのになかなか手当が出なんだという部分があって、7月か らこの分については正式に支給しているわけです。一応これで起案が上がっ てきて了解をして。4、5、6が、じゃ、どうなるんやとういうことで宮嵜 議員夫婦から連絡があって、総務課長と総務主監が出向いて、そのことにつ いて話し合いをした結果、手続が遅れたのでこの分については正式には支給 はできないということから手出しで支給をしたと、2人が。ということなん です。そのことによって3カ月分は、6,500円掛けるの3カ月、1 万9,500円、これを2で割った分ずつ負担して出したと。そういうこと なんですね。

職員の宮嵜君は、両親とそういう話ができてるとかいうことは一切知らんかって、要は申請を出しただけで、それから後のことは、後で聞いて多分知ったのではないかなというようなことで、職務強要にかかわったということは私も全然聞いてないということが実情やと思います。

〇山田議長 濱野議員。

- ○濱野議員 しかしながら、親子関係であるというようなことで、8月20日時点で給与明細を見ると、まだ扶養手当がいただけてないということは当然息子さんから両親の方に何らかの形で連絡なり相談があったはずだと思うんです。そうでなかったら宮嵜議員が知るはずがないですわね。その辺はどのようにお考えになられますでしょうか。
- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** 今おっしゃっていただいたこともあろうかなということです けど、定かではございません。
- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 どうもその辺が今言っている、全く職務強要の件にその職員が100%かかわっていないという断言がおそらくできないのでないかなというふうに思いますね。その息子さんが宮嵜夫婦に何かの形でこうこうこうやということで連絡がなければ、宮嵜議員夫婦はもらえてないというようなことがわからなかったのではないかなというふうに私は思っております。その辺も当然のことながら警察がすべて調べられたことだろうとは思うんですけれども、ちょっと疑問を感じてならないところでございます。

先ほど総務課長からも話がありましたように、続いて、お金の件なんですけど、現在全部すべて返金をなされているというようなことで、どういった形で、どういう項目で返金がなされているのか。また、先ほど町長の方からお話がありました以前にさかのぼったお金はポケットマネーから出したというふうな話でございました。当然役場の給料は振り込みになってあると思うんですけれども、どういった項目で、どういったお金の流れでその息子さんに支給がなされているのか。それぞれ会計管理者の立場、また、総務課長の立場でお答えをいただきたいと思います。

- 〇山田議長 会計管理者。
- **〇山本会計管理者** ただいまのご質問でございます。

昨年の9月に、約1年ほど前になりますけれど、9月の給与支給の関係がございまして、総務課の方からデータをいただきまして、9月10日、コンピューターの記録が残っておりますので、その10日にデータをもらいまして、翌11日に銀行に口座振り込みの手続を行いまして、その後、チェックをかけた中で、ちょうど給与台帳が合計をいたしました中で給与台帳、水道会計を除いた給与台帳の合計が4,304万3,382円。それと、給与伝票がございますので、給与伝票、それとは合致しなければいけないんですが、そのときは4,302万3,883円、差額は1万9,500円。この差額が出てきましたので、この差額、これ、おかしいということで担当者に確認した中で、その中で総務課長、また前会計管理者の話をされた中から、先ほ

ど言われております現金が会計管理者、私が前の会計管理者から預かりまして、それを入金をして、9月18日の金曜日に給与で支給という形をとらせていただいています。また、その1万9,500円については扶養手当じゃなくしてその他手当という形で支給をさせていただいております。

それから、先ほど総務課長が申しました返金につきましては、7月22日 に全額返金されておりまして、その中で1万9, 500円を除きます10万4, 975円につきましては一般会計の方に入金をさせていただいております。残りの1万9, 500円につきましては、2分の1ずつ出されました方に返金をさせていただいております。

以上でございます。

- 〇山田議長 総務課長。
- 〇山本総務課長 それでは、私の方からも言わせていただきたいと思います。前主監と私の方で、6,500円の3カ月、1万9,500円について折半をさせていただいて、9月の10日ごろだったと思います。今もそのようなことだったと思いますけども、現金を会計の方に渡させていただいて、9月に給料で手当として支払っていただくようにということでお願いをしました。給与費明細の中に入れていただくという処理ということで、今、会計管理者の方の話に結びつくわけでございます。

そして、返金の方は7月22日に弁護士の方より扶養手当の被害額を全額 支払う旨の連絡をいただきまして、同日にお金を返金をいただきました。そ の合計は12万4,475円というものでございました。 以上です。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 今までお話を聞かせていただいておりますと、不正受給だったからお金がいったんもらったけど返したと。常識的な見解から見ましても、悪かったから返したと。なかなかそれで済む問題ではないかなというふうに思うわけなんです。当然のことながら検事さんの方もお話をされてましたけれども、不正受給であったということは間違いないことでございまして、不正受給に至るまで職員を強要して2人は逮捕されたということなんですけれども、当然受給者にも公金が支給をされていたということですわね。いったんもらったけど、そんなことがわかったから返したということでは、本当に常識的な感覚で済むのだろうかなという、当然そういったこともこの事件が発覚してからいろいろと裁判もありながらあれなんでしょうけれども、町としては弁護士さん等々にも何らかの形で相談をされたのか。もし相談をされたとなったら、どういった内容で相談をされたのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** 今現在は、状況を見守らせていただいていたというふうなことでございまして、弁護士さんに直接相談をかけているところまでは至っていないというところでございます。
- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 法律家にまだ何も相談をされていないということでございますわ ね。おそらくほとんどの方が、だめやったから返したさかい、それで済んで のかという、おそらくほとんどの方が思っておられるんかと思いますね。こ れがはっきりと、こうこうこういうことで、息子さんには何の問題もなかっ たと。悪かったのはご両親が強要したことだけやったと。それに対して逮捕 がされただけやと。当然その息子さんの立場にとっても、まだ役場に勤務さ れているということで、変な、見つかったから返したさかいに、全然どうも ないのかというはっきりしたことがみんなにわかっていないというか、理解 がされていないということは、本人も大変不安な部分があろうかと思います ね。その辺もはっきりと、受給していた息子さんが何ら問題はなかったとい うことをしっかりとまず解明することが一番必要でないかなというふうに私 は思うんですけれども、もし先ほども言いましたように、この息子さんが親 に言うて、親から職員に、こうこうこうやというような形になったとしたら、 これはちょっと問題になりますわね。そういう問題になるのか、ならないの か。もしこういう問題になったとしたら、当然職員としてはふさわしくない 行為になってきますので、その辺の審査と申しましょうか、その辺は役場内 でどのようなことをなされているのか、今現在の話で結構でございますので、 お話をいただけたらと思います。
- 〇山田議長 北川町長。
- ○北川町長 先ほど総務課長が言いましたように、今現在、宮嵜議員は勾留中ということで、彼の方も一応職務強要については認めていると。ただ、具体的な分は公表がまだされてませんので、最終的にそれがきちっと、どういう形で処理されるのか、裁判所の方で。それが決定してから、今まで審査会というのはそれに対する、ないんですけども、今後はそういう分も含めて審査会なり、していかないかんなという思いがあるので、あと、宮嵜議員夫婦と息子さんとのここら辺の部分は本人の聞き取りも含めてやって、そして、職員の方も自腹を切ったということは、これはよくないことでもあるので、そういう部分も含めて、これは懲戒の対象にもなるので、そういう部分はきっちりと、とにかく宮嵜議員の分は公判が片づいた時点でそれをさせていただきたいな、検討してというように。
- 〇山田議長 濱野議員。

○濱野議員 わかりました。

もう1点だけお尋ねしますけども、懲戒審査会というのは甲良町はございますんですか。

- 〇山田議長 総務課長。
- 〇山本総務課長 従来から懲戒審査会はございません。
- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 それは、なくてもいいんですか。
- 〇山田議長 総務課長。
- ○山本総務課長 一応、従来から人事院の、何回か議会の中でもお話をさせていただいていたと思いますけども、人事院の懲戒処分の指針、あるいは地方公務員法に照らして処分をさせていただいていたということでございまして、設置をされていないところもあろうかと思っております。
- 〇山田議長 濱野議員。
- **○濱野議員** じゃ、何かあったときにどういうところでこういう審査をなされるんですか。
- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** 総務課と特別職の方にお集まりいただいて、そういうふうな 形になろうかと思います。
- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 近隣のまちや町を見てみますと、民間の方と内部の方と、人口によっても違いますけれども、数名で、ほとんどのところが設置をされておられるようにお聞きをしています。これはないところもあるかもわかりませんけれども。いずれにしてもどんな問題が起こるかもわかりませんし、いろいろと聞いていますと、たまには懲戒処分を受けておられる職員さんもおられます。それはどういったとこらで審査が、町長1人の判断でされているのか、今のところは。その辺はわからないんですけれども、ちょっとこういう重大な問題とかになったときに、特に内部問題のときに、内部の者だけが審査をするというような体制はいかがなものかなと私は思うんですけれども、ないようでございましたら、この際ですので、いつ何時どういうことが起こるかもわかりませんので、こういう懲戒審査会というやつを、どこかのを参考にされて、一番これが甲良町にふさわしいなというとこらで、まず設置をされるように強く要望をいたしておきたいというふうに思います。

今までの経緯やいろんなことを聞いていますと、大変沢山の問題があろうかと思いますけど、まずは再発防止に向けて今後どのように取り組みをされていくのか。また、調査、実行、チェック、物事には進めるに当たり当然通る順番があると思います。私はそういう3点についてももう少し慎重に、厳

重にする体制が一番必要かなというふうに思ってございますけれども、現在、 再発防止も含めて町で今後どのような形をとられていくのか、お考えをお尋 ねいたしたいというふうに思います。

- 〇山田議長 総務課長。
- ○山本総務課長 今回のことを教訓に、扶養関係の処理につきましてはなお厳正にチェックしていくという形を進めてまいりますし、従来ですと総務課で判断をしておりましたけれども、町長を含めまして、場合によっては本人と面談し、厳正に審査していくということ、あるいは、細かな基準に合わせて書類の提出を求めていくということでチェックしてまいりたいと思います。

また、事後確認を徹底していくということについても努めていきたいと思います。職員には、先ほども申しましたように、イントラでの周知を図っているというところでございます。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 そのようなことで、ぜひよろしくお願いをいたしたいというふうに思いますけれども、私、ここで一番根底にある大きな問題は、行政の職員は、当然のことながら全体の奉仕者という立場で大変弱い立場でもあります。今の話を聞いていますと、山本総務課長におかれましても、本当に大変だったなというふうに私どもは心中察するところはあるんですけれども、一生懸命町のために頑張っていただいている職員さんがこのようなことがあって、人には言うに言えない、包み隠さざるを得ないというような事態になったということが一番問題になっているんじゃないかなというふうに思います。なかなか人にうそをついているという行為ではないと思うんですけれども、黙ってたらわからへんなんだんかという、そういう言葉がふさわしくはないんですけれども、そういう行動をとらざるを得ないことが一番問題じゃないかなというふうに私は思っているわけでございます。

本当なら今回のこういうような事件、当然ならが町で問題になり、町の方から被害届けが出て、こうこうこういうことで事件になるというのが本筋だというふうに私は思ってはいるんですけれども、ただ、たまたまと申しましょうか、一連のことでわかってきたというだけのことでございまして、なかなか聞きにくいことなんですけれども、町長に、今の現町長に総務課長は相談をされましたか。

- 〇山田議長 総務課長。
- **〇山本総務課長** この問題が調査されるということになりまして、町長にこと の経過等々のことについてはご報告をさせていただいています。
- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 なかなか町長としても話を聞かなかったら、みんなそうなんです

けれども、わからなかったと。だからこういう事件になったんだと思うんですけれども、いかに水際で防ぐか。できるだけ町長を中心に、管理職、役場の職員、ほとんどの方となかなか町長も大変かと思いますけれども、できるだけ隠し事のないような情報交換ができる場をつくっていただくのが急務かなというふうに感じております。

そういったことを、なかなかみんなの前でしゃべれないことも沢山あろうかと思いますけれども、目安箱ではないですけれども、各管理職の皆さんが、今人に言うに言えない、何か困り事、弱ったことがあれば、町長なりに何かの形で相談できるような仕組みづくりが一番大切でないかなというふうに思います。ぜひそういったことも改善策の1つとして今後考えていただきたいなというふうに思っております。

それでは、最後の方になりますけれども、今回の一連の不正受給や職員が強要されたことについて、町民も、当然のことながら役所で働いている役場の職員も本当に不安を感じております。何でこんなことになったんやということを多くの方から耳にしているわけでございますけれども、そこで北川町長として、自分のときに手続がされなかったということはよくわかるんですけれども、逆に今まで発覚しなかったこと、町長に遅がけながら相談はあったというものの、問題がなかなかはっきりと見いだせなかったという部分、本当に一連のこういった大きな事件になりました。町長としては町のリーダーとして皆さんが不安に思っておられることをしっかりと説明を果たすことが本当に大事なことかなというふうに思っております。

一連のことが、裁判等々もございますので、それが済んだ時点で行政の方の対応、対処、しっかりと町民の方に何らかの形でお示しをしていただきたいと、かように思うわけなんですけれども、その辺、最後に町長に一言お願いしたいと思います。

〇山田議長 北川町長。

○北川町長 濱野議員がおっしゃるとおりで、非常に残念な結果がこうやって発表された。6月15日に逮捕されるまで、私も寝耳に水のことで全く知らないというようなことで、総務課長、先ほどその以後に相談に見えているんですが、それまでの段階で何も聞いていなかったというのも、私自身知らないものをどうしようもないのでそれは仕方がないかなと思っているんですけども、昨年のその当時にしっかりとそれを拒否をしてもらっておればこういうことはなかったのになという思いはあるんですけれど、そのことを今言うてもどうにもならないんですね。

ただ、本人も随分反省をして、職務強要ということについては宮嵜議員も 認めているということでございますので、これが最終的にいつ結審になるか、 そこらを見きわめながら、先ほども言いましたように結審がついた段階で、その後の対応と、町民の皆さんに対してもいろんなことで不安も与えている部分もあります。ただ、今現在の段階では新聞報道等でそういうことも逐一報道もされました。その中で行政としては結審がして、総務課長の先ほどの問題も含めて、懲戒はどうするんやということも含めて、その後に広報か何かにまたお知らせをするというようなことで進めていきたいなと、このように思います。

- 〇山田議長 濱野議員。
- ○濱野議員 ありがとうございました。まず役所で働く職場の人間が安心して働けるような環境づくりが一番大切なことだというふうに思います。職員とのコミュニケーションをしっかりとっていただきまして、二度とこのような不条理が起こらないように、我々も目を光らせてますけれども、行政職員の皆様、なかなか大変かと思いますけれども、再発防止に向けてしっかりと今後お取り組みをいただきたいというふうにお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思います。
- **〇山田議長** 濱野議員の一般質問が終わりました。 ここで、諸般の都合により、副議長と交代いたします。
- 〇金澤副議長 ここでしばらく休憩いたします。

再開は2時30分。

(午後 2時18分 休憩) (午後 2時34分 再開)

○金澤副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、一般質問を続けます。

続いて、11番 山田議員の一般質問を許します。

〇山田議員 通例、議長はあまり一般質問をしていないんですけども、2年ぶりの一般質問を一議員として存在感が欲しいもので。

いろんな問題が提起されていますけども、その点について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、この3月議会で発足して以来、約5カ月が過ぎ、半年近くに至っているんですけども、逮捕者も出て、局長の自殺、いろんなことが起こりました。町民の方々は口々に行政、また議会に対して不安、不満を感じていると思っております。私の方にも何名かの方々からそのような苦情が聞こえてまいりました。

そこで、このような議会の状態、そしてまた、町行政の中、また職員の皆様方の伸び伸びとした職場、そして能力に応じた仕事ができているのか。この点を町の行政のトップである北川町長に伺いたいんですけども、北川町長

は百条委員会を2回目から7回目までは傍聴され、また、裁判の方も傍聴されたとお聞きしておりますけれども、このような状態を町の行政のトップとしてどのように町民の皆様方にご説明をなされるのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

〇金澤副議長 町長。

○北川町長 5月6日ですか、第1回目の百条委員会が開催されて、全部で8回の委員会が開催をされました。1回目から傍聴はさせていただいておったんですが、途中何回かは公務で傍聴ができていない回数というのが結構ありますので、半分ぐらいかなというような思いをしております。そういう中で、甲良町の官製談合疑惑というようなことで町民の皆さんに不安を与えているということは、これは紛れもない事実であります。だから、そのことについて私の方から住民説明会というのを、集落懇談会を実はやっておりますので、今年は。各集落、13集落全部回らせていただいて、その中でそういう話も出てきますので、その都度、その都度説明はさせていただいておりました。それと、8月の広報に、百条委員会のことを含めて私の見解も出させていた。

それと、8月の広報に、百条委員会のことを含めて私の見解も出させていただいた。したがって、集落懇談会で説明をさせていただきながら、5月14日から7月7日までの間に13回、集落懇談会をします。その中でそういう意見が出たときに必ず説明をさせていただいているということです。

そして、8月の広報では、どういう内容で出させていただいたかというと、 百条委員会とはということで、都道府県および市町村の事務に関する調査権 を規定した地方自治法100条に基づき、地方議会が議決により設置した調 査特別委員会。現在、調査中の百条委員会、甲良町議会の調査特別委員会の 構成は、山田議長、濱野議員を除く9名の議員で構成をされ、進められてい ると。百条委員会は、今日まで8回の調査委員会が開催され、その都度談合 疑惑にかかわる参考人または証人招致により、入札時の不正操作の有無につ いての証言をもとに調査が進められている。この百条委員会は9人の委員に のみ与えられた調査権であって、行政職員その他の参画はできませんと。傍 聴はできても発言権も何もないということで、町民の皆さんからいろんなご 意見をいただいている中で、行政のトップとしてこれにどう対応するんやと いうような話もございましたので、それに対して私の方としては、行政とし てはここまでが限界といいますか、そういう部分で広報の中の1ページを使 わせていただいて8月に出させていただいて皆さんにご理解をいただくとい うようなことで、あとは百条委員会の、いわゆる議員の調査権でありますの で、議員の皆さんで最終的に結論が出た時点で私なりに、行政として、じゃ、 どう対応するかということは十分審議をして決めていきたいというように思 っています。

- 〇金澤副議長 山田議員。
- **〇山田議員** よくわかりました。

集落懇談会の中でどのように、その文面のとおりの説明かどうかは私も確認はできていないんですけども、もしお聞かせ願えたらお聞かせ願いたいし、また、この百条委員会の委員の組織体制といいましょうか、議員の体制なんですけども、私と濱野議員が除斥され、昨年、甲良町の町長選挙がございました。そして、北川町長がお勝ちになったということなんですけども、そのときに何名かの議員の中からの応援者、支持者、北川町長に対して本当にご尽力をいただいた方々が委員会の中で過半数以上を占めておられる。そういう中で本当に公平に、私個人として公平に判断をしていただいているのか、少数委員の意見も取り入れながら進行されているのか。

また、いろんな議員からの北川町長に対してご相談が、この委員会が発足して以来相談があったのか。また、アドバイス、意見等をされたのか。そこの経緯をちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

- 〇金澤副議長 町長。
- ○北川町長 百条委員会の、いわゆる構成は、山田議員もよくご存じやと思うんですが、一応これは議会の中の調査権というものでございまして、これは議員の皆さんの中で構成をされるということになります。ただ、百条委員会に構成される議員は全員であるべきであるんですが、証人とかそういうので出られる方については除斥をするというようなことになっているのではないかなというようなことで、たまたま私の選挙に応援していただいた方が百条委員会の中で過半数になっているというのは、これは単なる偶然のことであって、そのことがどうのこうのと私の方から言えることではないのではないかなというように思います。

ただ、百条委員会を設置されることによって、当然ご相談いただいたのは、 設置をして、予算等も必要になりますので、例えば証人で呼んでくる場合の 費用弁償とかいろんなことが発生します。したがって、臨時会なりでそれに ついての予算措置もしなければならない。そういうことの相談やらは来られ ましたので、委員長が。その都度委員長から相談があった場合は私なりに対 応できる分はさせていただくというようなことで進めてきたと思います。

- 〇金澤副議長 山田議員。
- 〇山田議員 よくわかりました。

私、議長という立場で除斥なんですけども、意見も申せないという本当に もどかしいといいましょうか、そういう委員会の進行していただいて、私自 身がもどかしく思っております。私ができれば本当に協力して解決の方に向 けていきたいと自分自身は思っているんですけども、なかなかそういう力が 発揮できず残念に思っております。もしあれでしたら、町長の方もご協力いただいて、早期の解決にご尽力をいただきたいと思っております。

続きまして、昨年の犬上3町のグラウンドゴルフ、当時互助会事業の一環として計画され、3町の議員が意見交換の場ということで毎年恒例の事業となっておりました。そこで、豊郷の議員さんの方から、互助事業に公費を使うのはいかがなものかというような案がございまして、当時私も監査という役をしておりましたので、いろいろ皆さんと検討していただいた結果、前年度は懇親会はやめようやないかと。そして、グラウンドゴルフだけを行って、そういう場をつくろうという結果になりました。

そこで、昨年は平成21年、その前20年、19年、18年、16年、ずっとさかのぼって、私、監査をしておりましたし、いろんな資料を見させていただきました。そこで、当時、昨年豊郷の河合議長が3町の議長会の会長をしておられ、甲良、多賀は公費負担をいただいているんですけども、豊郷は個人負担ということで1人3,000円の負担ということで、その経緯をいろいろ伺っておりました、河合議長の方は。

そこで、その入金等が、それはあったんですけども、そのとき懇親会で県議会議員、そして町長、教育長、議長の交際費の中から多少の寸志といいましょうか、そういうものがございまして、それが私の調べたところでは入金はされていない。そしてまた、出費等の報告もないということで、いろいろ問題が指摘がございまして、昨年の12月に、当時19年は現在の大橋局長が局長をされており、18年は、今おられます建部議員が局長をされており、甲良町が18年、19年とお預かりしていたということを伺っております。

その経緯を見ながら私も見ていたんですけども、昨年の12月に3町の当時の局長さんが懲戒処分を、給与の10分の1カットをひと月という懲戒処分を受けたとお聞きいたしました。その10分の1カットをされた局長さんはすべて自分が認め、そういう処罰を受けたんですけども、当時、19年ですね、北川町長が私の記憶だと議長をなされていて、3町の会長も兼任しておられたという思いをしております。そのときに、今の大橋局長にその処分を下したのが北川町長、12月1日。そのときの3町の議長会の会長が北川現町長ということで、職員は処分されましたけども、当時会長、そして副会長、いろいろ役員はございましたけども、その役員の方々は、今現職でおられないかもわかりませんけども、現職であれば処分を受けて、現職でなければ処分は下されない。特別職についておられる方もおられますし、そういう見解を、町長がどこまでのことをお調べになって大橋局長を10分の1の懲戒処分に出されたのか、経緯をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○金澤副議長 町長。

〇北川町長 今、山田議員からご質問をいただきました。これは、私も実は昨 年の12月に全国の町村会の会議に東京に出張したときに初めてその件につ いて伊藤町長の方からお話を伺いました。中身が初めわからんかったんです けども、説明を聞いているうちに、「ああ、なるほどそうか」というようなこ とで聞いたことが、いわゆる先ほどの山田議員が言われたように、グラウン ドゴルフ、その前はソフトボールだったんです。私は一番最初議員になった 時分はソフトボール大会があって、特別職は議員と一緒にそのソフトボール から参加をしていたんです。年に一度、犬上郡の議長会が主催するそういう ソフトボール大会で、3町の議員と、そして3町の特別職の交流を深めよう というのが目的で、私が議員になったのは平成8年ですけども、それよりも 以前からずっと昔から続いているわけですね。何十年と多分続いているんじ やないかなと思います。私が知っている範囲では、今、85、6の人が元議 員さん、おられますけども、その人らも昔はみんなソフトボールをしていた というようなことを言っておられるし、写真もありますわね。だから、そう いう時分からずっとソフトボール大会があって、あと、懇親会もずっとそれ が終わった後必ずあったのではないか。

ただ、いつぐらいでしたか、豊郷であったときに、昔、前林議員がソフトボールでホームベースに突っ込んできて、スライディングして足を折ったというようなことがあって、アクシデントが起きて、それからハードなスポーツはやめようというようなことからグラウンドゴルフに切りかわったのと違うかなというような思いをしているんです。

そういう中で、懇親会のときに特別職は手ぶらでは、招待はいただいているが手ぶらでは行けんということで寸志を包んでいこうというようなことが、取り決めが多分あったのではないかなというような思いをしています。だから、懇親会があるたんびに寸志が、いわゆる交際費、それぞれの特別職の交際費の中からそれが出されて、いわゆる議長会の方の事務局長にお渡しされたのではないかなと。今年、私もそういう形で出させていただきましたけども。それがいわゆるプールされているのが入金、会計簿に入金がきちっと出ていないというようなことで、そのお金を含めた中で議長会のそういういろんなそういうことをやった中に使われているというようなことになっているというような話を伊藤町長から聞いたわけですね。

だから、不明朗な会計というようにこの前も谷川議長が言っておられたように、今まではそういう分のお金が毎回ソフトボールなり、グラウンドゴルフがあったたんびに、それが出されている分が全部会計に載っていなかった。だけども、使うのも使っているというようなことで不明朗な処理の仕方がされてあったということが、いわゆる豊郷の議会の中でそれが指摘があって、

いつごろかということははっきりわかりませんが出てきたと。

私は平成18年から19年にまたがって、私が議長をしていたのは1年4カ月ですので、14カ月しか議長をしていませんが、そのときたまたま順番で、輪番制やから、2年ずつの輪番で回ってくるので、犬上郡の議長会の会長は甲良やということで私が議長会の会長をしたというようなことで、このときに大橋局長がたまたま事務局長で、そして議長会の事務局も担当していたというようなことでなったわけです。

そういうお金の分の使い道についてということは、私も全く知らんかって、慣例で、過去の何十年か知りませんが、慣例でそれがずっと来てたのと違うかなと私は思うんです。だから、いつからそれができたと。そういうのを金一封でいつから渡しているかということは、私もわかりません、正直なところ。だから、こういう事業があったというのは大分前から続いていますわね。20年続いているのか、25年続いているのか、それはわかりませんが。あったときからそういうように毎回金一封が渡されていたのかどうか。それも定かではないんやけども、ただ、私よりも以前からそういうことがずっと続いていたのではないかというように思います。

したがって、その金が、例えば3町で、仮に首長3人が1万円ずつしたら3万円、その金がこのときに、その他か何か知らんけど臨時収入で、雑収入やけども上がっていて、そして議長会のそういうイベントか何かで使われているということが表にきちっと出ていれば問題はなかったと思うんですが、それがしてなかったということで、去年の全国の町村会の席上で伊藤町長から、実は豊郷の議会でそれが上がってきたというようなことで、町村会の各3町の町長がたまたまいてたもので、その中で、じゃ、現職でかかわっていた分についてはどういう懲罰をするかということの相談をしたいというような話が出てきたわけです。いろいろ協議をさせていただいた中で、じゃ、今現在在職の、もとそれにかかわった事務局長に対しては1カ月の減給10%の処分をしましょうということを3町の町長の申し合わせで決定をさせてもらって、それをさせていただいたというような経緯があります。

〇金澤副議長 山田議員。

〇山田議員 使い道がよくわからなかったとお聞きしたんですけども、私の聞くところによると、グラウンドゴルフの懇親会のみではなく、局長の全国研修会とか、そして正副議長の県外研修のときにそのようなお金も使われていたというようなこともお聞きしております。

私が当時、20年は藤堂与三郎議員が議長をされて、私が副議長のときは、2次会、懇親会云々は自分たちで均等割したという思いは持っておりますし、その以前がどのように行われていたのか、私は局長さんに聞くしかな

かったものですから、局長さんの方はそういうとこらにも少しは回していたというようなことをお聞きしております。

そこで、私も18年、19年の出納帳とかいろんなあれは持っておりますけども、その中に18年でしたか、局長の全国研修のときに2次会で行って、後に事後徴収ということは書いてあるんですけども、事後徴収であれば、自分が負担したお金であれば別に出納帳に載せなくても領収書は別に必要はないんですけども、そういう領収書も幾つかございます。また、反省会等で使われたお金も見受けられますし、過去14年、15年ですか、そういう資料がうちの甲良町へ多賀から渡ったときに3箱あったと。3町の議長会の資料を3箱渡したということをお聞きしております。そして、甲良から豊郷へ行くときには1箱しかなかったと、その資料が。どのようにされたのか、私、ちょっとわからないんですけども、当時局長であられた議員の方もおられます。そういうように処理して、そのように自分たちの私費の方に足されてお使いになったことも領収書等で明白になっておりますので、その点について、町長、どうお考えですか。

〇金澤副議長 町長。

○北川町長 18年は宮本議長やったと多分思うんです。私は19年1年だけしかしてませんので。だから、私が全国の議長会の研修やらへ行ったときの2次会は、大橋局長を一緒に連れて、事務局も連れて飲みに行きましたけども、それはすべて私の自費で行ってます。事務局の分も皆私が全部出しています。したがって、公費は一切使っていません。

その前の年のことについては、ちょっと私もかかわっていなかったので何ともわからないですね。

〇金澤副議長 山田議員。

○山田議員 町長にお伺いするのもどうかと思いますけども、私といたしましては、改善され、昨年規則の改善をして、本当に町民の皆さん、そしてまた郡の隣町の皆様にもご理解をいただけるような会則をつくっていただきましたので、それによって議員活動がより活発になることを祈念しております。その話はこのぐらいにしておいて、次に、北川町長は昨年11月に就任され、この4月1日から主監制を廃止され、もとの課長までの組織になされ、課の分裂化をされ、機構改革ということで進めてこられたのですけども、この人事、議会議員が人事のことについて口出しはできないんですけども、町長独断で、1人で決められたと思うんですけども、人事をどのように、適材適所に、本当に能力がある、その課にふさわしい人材をどのような見解で見

きわめになられたのか、1つ、お伺いいたします。

○金澤副議長 町長。

○北川町長 適切な配置というのは、私も就任当初から私の選挙公約で主監制度は廃止しますということを選挙公約の中に1つ入れておりました。したがって、私がもし当選させていただいたなら主監制度は廃止します。そのことによって、ここに元主監が何人かおられますが、主監の皆さんが課長になると格下げになる、大変気の毒な思いはするわけですね。手当も少し落ちるであろうということになりますね。

したがって、私は、主監制度を廃止するということは経費の削減にもつながるということが1つと、もう1つは、主監と課長と2人、その課の中にいて、それだけの主監の機能が発揮できるかというと、課長職でも十分できるんと違うかというような思いもあって、私は主監制度を廃止するというようにさせていただきました。

したがって、4月からは主監制度廃止。じゃ、人事はどうするんやというような問題。人事の中でも、課の設置も考えていかないかんというようなことで、当選当時から4月に向けての人事については毎日夜家で、自分の部屋でパソコンとにらめっこしながら、ああでもない、こうでもないということを1カ月以上やっていました。そういう中で、最終的にさせていただいたのが今の人事。その中で総務課は2つに分けました。1つは総務課と企画監理課。総務課の中で入札を担当していたのを企画監理課の方に移した。そして、いわゆる総務グループの中に住民課もございました。皆さん窓口に行って、わかりにくいというような批判も、苦情もございましたので、正面玄関を入ったらすぐわかる住民課を設置するということにさせていただいて、そして、カウンター越しにデスクを2つ向かい合わせにおいてインフォメーションというようなことで案内もできるというようなことで職員を2人配置をするというようなことをさせていただいて、非常にわかりやすい形ができたのと違うかなというような思いをしております。

それと名前の方も、人権推進課やとか産業振興課とか、そういう名前も呼びにくいということで、人権課、産業課という形に、もともと産業課なんかはそういう形でありましたので、そういう名前に戻させていただいたというようなことで、皆さんが呼びやすい名前にさせていただいた方がいいのと違うかなというような形で名前の方も少し変えさせていただいて、1階の庁舎の1階のフロアもわかりやすいように、一番西側から人権課、住民課、そして企画監理課、税務課という4つのセクションを置いて、カウンターに大きな地元産の木で名前を、各課の名前を入れたプレートを置かせていただいた。これも大変好評をいただいているように思います。いろんな人からそういうお声もいただいています。

というようなことで、先ほど言いました集落懇談会でもその説明はすべて

の集落でさせていただいています、課の設置についての。それで皆さんにも ご理解は十分いただけ、伝わったのではないかなというように思っておりま す。

〇金澤副議長 山田議員。

○山田議員 設置等の説明はよく理解できるんですけども、私、立場上いろんな方から苦情も受けますし、いろいろお話を聞きますと、ある課の課長にお伺いをしたところ、尋ねたところ、私はわからないと。かわったばかりでそんなことわからない。また、引き継ぎを受けていないというような職務の仕方であったということも聞いております。それならば、課が変わったら変わったなりに勉強、そして研修をしていただいて、課長がそういう町民に対して返答するというのはいかがなものかなと思っております。

また、先ほども教育次長の方に相談もしていたんですけども、呉竹センターの方は本当に子どもが活発に利用して、また夏休み等なんかですけども、職員の方が一生懸命子どもに対してご尽力いただいているということを聞いております。

しかし、長寺センターがそういう企画をされているのかどうかわかりませんけども、子どもがあまり近寄らないんですよ。私も先日ちらっと言うたんですけども、館長の方には。私は子どもが自然と利用できるセンター、そして伸び伸びと学習なり、そして遊びなりできるようなコミュニティの場だと認識しております。そういう中で、昨年までは子どもも頻繁にいてたみたいなんですけども、館長がかわられ、職員がかわられ、そういう中で子どもが近寄りがたい組織に、建物になってしまったという保護者の方からの苦情、何件か聞いております。そういう意識改革といいますか、本当に職場で適した職務を全うしていただき、町長サイドの方からもご指導をお願いできないかと。お願いごとにはなるんですけども、町長からのご指導をいただいて、より活発に子どもがすくすくと育てられるようなところにしたいと思っておりますので、これからのご指導の仕方をよろしくお願いします。

〇金澤副議長 町長。

〇北川町長 いろいろとご指摘をいただいて、大変ありがとうございます。

適材適所というても、すべての人がパーフェクトで職務がこなせるということは、なかなかそれは難しいのではないかなというような思いをしておりますが、引き継いだ課長が、住民の皆さんが尋ねて、私ではわからないというような、そういうような安易な対応は、これはもってのほかやというように私も思いますので、そこらは当事者も今後しっかりと引き継ぎをしていただいた中で自分の職務を全うするように、訓辞等を含めて、これは進めていきたいというように思います。

それと、長寺センターについては、前任者が同じ字の、小林長治君が前は館長というようなことで、親しみもあったのかなというような思いもあるんですが、4月から新しく茶木館長にかわったというようなことでございますが、ただ、呉竹も同じように館長がかわっていますので。ただ、呉竹の場合は新しくセンターが改築をされて、イメージが随分変わりました。そういう中で、子どもたちも広い非常にすばらしい環境の中で伸び伸びといろんな、夏休みに勉強したりとか、遊んだりとかいうようなこともできたのではないかなと。特に子どもたち用のスペースがあって、そして、本とかそういうのがいっぱい置いていて寄りつきやすい部分が1階のフロアにできたというのは非常にすばらしいのかなというような思いもしています。

ただ、長寺センターの方についてはそういう部分はもう少し充実がしていないのかなと。呉竹センターの館長に長寺センターの館長の方からいろいるとまたアドバイスを受けてもらって、子どもたちが集まりやすい、そういう環境づくりを進めていきたいなと。ただ、センターへ行く場合、県道を挟んでということで、ちょっと子どもたちにとっても危ない部分があって、そこらも影響しているのかなというような思いはあるんですが、前にガソリンスタンドもあって車の出入りも非常に多いしというような部分があるのかなというような思いはしますけども、そこらは私も定かでないので何とも言えませんが。

いずれにしても、皆さんが満足度100%というのはなかなか難しいと思います。甲良町はすばらしいなと。何もかもが充実しているなと、そんなことはなかなか住民の皆さんは、何かかんかで不満が出てくるというケースの方が多くて、立派に町政はやってもらっているなというようなことはなかなか難しいというような思いはしていますが、少しでも期待を裏切らないように頑張っていきたい、このように思います。

〇金澤副議長 山田議員。

〇山田議員 これからのご指導を本当にお願いと、また、ご期待をしておりま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ふるさと交流村、規模縮小で、今足踏み状態にはなっているんですけども、この9月の補正予算で臨時の直販所がつくられるということは聞いておるんですけども、その中で、ハード面はそれでいいんですけども、中身の生産者、そして今まで我々が参加しておりました促進委員会ですか、運営委員会ですね。そういうたぐいのものの発足等を当初、3月議会でしたか、町長の方から説明があったんですけども、それからどのような経緯が出されているのか、ご説明をお願いいたします。

〇金澤副議長 産業課長。

○茶木産業課長 昨年度は、計画の運営委員会ということで15名で発足もさせていただきました。現在におきましては、今、町長の方に決裁も仰ぎ終わりまして、9名の生産者で組織を立ち上げようということで、生産者のこれから会議を、もう下半期に入っておりますので、下半期から協議に入っていくということで進めてまいりたいと思っております。

上半期は逆に何をしてきたかというふうな話が逆にあるわけでございますが、これは生産者の拡大するために先ほど町長からもご答弁がありましたように、集落懇談会の中でいろんな形の中で説明をしてきました。そういう中でのご意見もふまえて生産者拡大をしていくということからも内部でいろんな協議もしてきたところでございます。

それまでにせせらぎ農産物直売所の役員さんがおられますので、まずそこの基礎固めをしていきたいということで、上半期については委員さんがすべてご対応されましたので、その役員さんについての直売所の運営の方針を、あり方をどうするのかとか、生産拡大をどうしていくのかとか、そういう部分について上半期については整理をしてきたところでございますので、あとの運営、ハード面についてのまたこれから協議なりも深く深めながら進めていくということで考えております。よろしくお願いします。

〇金澤副議長 山田議員。

○山田議員 昨年、一昨年、運営委員会がありましたけども、本当に前に進まないといいますか、中身のない委員会というように表現したらいいのか、私も参加していましたので、なかなかそういうことは言葉がふさわしいかどうかわかりませんけども、販売、そして集客のノウハウを携わられた方の参加も必要ではないかなというような気が私はしております。つくる方は、やっぱりつくる方に専念をしていただき、特産品の開発にご尽力をいただき、販売は販売でそれなりの方法があろうかと思います。そして、集客は集客の形でPRなり、宣伝なり、そういう形でやっていかれたらどうかなという気はしておりますんですけども、今、愛荘町の方にもJAがやさいの里といって、ちょうど農協さんの隣で、中部農協の。スペースは本当にわずかなものなんですけども、販売の方が常に昼からもおられて、品数は、私が寄せていなんですけども、販売の方が常に昼からもおられて、品数は、私が寄せていたときは本当にしれた品数であったんですけども、午前中は結構あるみたいなことを聞いております。

よって、一日、夕方まで販売ができるような形、そして、そういう販売の 方法もお考えいただいて計画を立てていっていただければと思っていますの で、その点につきまして見解をお願いします。

〇金澤副議長 産業課長。

- ○茶木産業課長 この前も役員会をさせていただきまして、新たな方向を見出していくというところでございますので、今現在は午前中で直売所も終わっているような状況でございますので、それを3時まで延ばすなり、5時まで延ばすなり、そういう協議も含めて新たに販売所をつくっていくので、その辺も含めて協議をやっていこうというところで役員会を持ちながらしっかりと方向を出していこうということで役員さんとも合意ができておりますので、その辺については運営状況をどうするかというのはこれから協議をしっかりと入っていきますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇金澤副議長 山田議員。
- ○山田議員 極力一日販売ができるようにご努力をお願いしたいと思います。 そこで、仮設といいますか、仮の直販所を設置する場所、そして道の駅ス テーション、県の10分の10で計画されていた交通情報等、トイレ、駐車 場、その計画は今なお現在進んでいるのか。そして、県は2年にまたがって の計画だとお聞きしておりましたけども、1年、単年度で行政の方はお願い したいというような要望も聞いておりましたけども、その結果等につきまし てご報告をお願いいたします。
- 〇金澤副議長 産業課長。
- ○茶木産業課長 県の方で事業をしていただきますスペース部分、いわゆる駐車場とトイレの部分でございますが、そこについては今回補正で用地の方については県に買い戻していただくというところで、補正予算の方で用地については計上させていただいております。

それから、その上の舗装関係、またトイレ関係については翌年度に回して施工していこうというところで県と合意をしておりますので、今年度は用地、 来年度にはハードというところになってくるかと思います。

- ○金澤副議長 山田議員。
- **〇山田議員** それは、配置図等は以前のままの配置図の計画なんですか。
- 〇金澤副議長 産業課長。
- ○茶木産業課長 図面につきましては新たにできておりますので、また補正のときに、金澤議員からもご質問があったように、補正のときにご説明させていただきたいと思います。
- 〇金澤副議長 山田議員。
- 〇山田議員 本当にこの仮の直販所が設置されるのもいいんですけども、本格的な、今雇用、そして農業の振興につきましても伸び悩み、皆さん本当に苦労しておられます。私の方にも50代、60前後の方が会社をやめられ、これからどうやってやっていけばいいのかとか、何か仕事はないかとか、役場でそのような軽い仕事でもあればというようなご相談もございます。そうい

う交流村等の計画があれば、そこの雇用も生まれるし、また、地元企業さんの育成にも、活性化にもつながっていくのではないかと思っておりますので、今後、前向きな姿勢でふるさと交流村のことをご検討いただきたいと思いますので、このふるさと交流村につきまして、今後どのようにお考えか、仮設はできるんですけども、その後どのような計画をされるのか、町長、最後にお願いいたします。

〇金澤副議長 町長。

○北川町長 産業課長の方が説明をしましたように、一応、拠点施設の整備事業は年度ごとに計算をしておりますので、それに従ってこのスケジュール、またお渡ししますので、それに基づいて説明をするというようにさせていただきます。

とりあえず今回は補正をさせていただいた。いわゆる仮店舗、仮設じゃなくて仮の店舗。いわゆる本店舗を建てるときには、その店舗は会議室とかいろんな形で多目的で使えるということを前提にした、それなりにしっかりしたものを建てたいというような思いで、大きさも一応15メートルの長さで幅が8メートルというのを、本店舗を建てる隣の北側にそれを仮店舗で建てさせていただこうということで補正を上げさせていただいた。近畿農政局の方にも何回も補助金のお願いに上がりまして、そして、今回補正、その分に上げている2,000万の2分の1は国の補助をいただくという形、単年度補助を何とかもらえるということになったのでそれをやろうということにさせていただいたということですね。

したがって、いったんこれが拠点施設のスタートラインにもなるのではないかなと。今までは北落のあそこで、バラックみたいなので、雨漏りがする中でやってもらっていたんですが、組合員の人も意気が上がらない、もうやめたいというような声もかなり聞かせていただいている中で、もっと何とかもうちょっと我慢してくれと。こっちに用地の造成工事も終わったし、仮店舗を建ててこっちへ移ってもらうというようなことも考えるのでということで今頑張っていただいていると。組合員も50人余りから今70人余りまで増えてきたというようなことで、今の時期、野菜なんかは大変な時期、猛暑で、ありますが、徐々にこういうハウスもどんどん増えてきているというような中で、年間を通して物が提供できるような体制づくりを本格的にやっていこうと。

ふるさと交流村という名前は、第2次総合計画にも載ってましたが、それが果たしてネーミングとしてええのか。ここらも今後は甲良町の皆さんに公募で名前の方も、「せせらぎの里 甲良」がええのか、「ふるさと交流村 甲良」がええのか、例えば、幸田町へ行ったら、「筆柿の里・幸田」とかいうよ

うな名前もありました。皆さんに親しんでもらえる、そういう名前の公募もした方がええのと違うのかなと、この際、というような思いもしてますので、そういうことも含めて今後は順番次に、来年は、今、産業課長が言いましたようにトイレ等の整備も含めて駐車場の整備もさせていただくというようなことと、調整池の方も、少しずつこれからも整備をさせていただくというようなことで進めていきたいなと。

最終的には平成24年に直販施設をオープンさせていただきたいと。24年の年度内にという目標で進めていきたいなと。それ以外のものは、今のところは何も考えていません。私は当初から直販施設のみというようなことで進めてました。

- 〇金澤副議長 山田議員。
- ○山田議員 町長の説明、よくわかりましたけども、24年度にオープンということで、構造図とか、建物の構想はまだ未定ということですね。農民の方、そして町民の方、本当に期待されている方、多々おられると思いますので、そういう、甲良町が本当に、株式会社甲良が本当に利益の上がる、少しでも収入が得られるような直販所になればいいかなという思いで思っております。ぜひご尽力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとう ございました。

- ○金澤副議長 山田議員の一般質問が終わりました。 ここで、山田議長と交代いたします。
- 〇山田議長 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。 本日は、これをもって散会といたします。 ご苦労さまでした。

(午後 3時29分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

署名議員建部孝夫

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署名議員藤堂一彦